

甲斐市議会予算審査特別委員会会議録

1. 開催日時 平成25年3月21日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（21名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	斉藤芳夫君
	八代静枝君		小澤重則君
	藤田悟君		松井豊君
	清水正二君		米山昇君
	山本今朝雄君		坂本一之君
	有泉庸一郎君		長谷部集君
	三浦進吾君		猪股尚彦君
	山本英俊君		藤原正夫君
	名取國士君		小浦宗光君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 河野勝彦君

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	土屋哲夫君	総務部長	加々美英君
市民部長	長田修君	生活環境部長	笹本嘉朝君
福祉健康部長	興石辰也君	建設産業部長	花形保彦君
教育部長	市川孝嗣君	会計管理者	鈴木澄雄君
上下水道部長	猪股兼幸君	企画財政課長	小田切正男君
収納課長	花田茂美君	保険課長	安藤佳俊君

市民活動支援 課長	勝村秀彦君	環境課長	長田治君
長寿推進課長	坂本太久己君	財政係長	坂本一彦君
管理係長	飯沼秀司君	徴収係長	小田切聡君
国民健康保険 係長	三井美樹君	高齢者医療・ 年金係長	五味万里君
市民生活係長	梅原剛君	環境保全係長	中込広人君
長寿あんしん 係長	白神忠広君	介護保険係長	保坂江里君
介護予防推進 係長	向山治子君	介護認定 審査会	岸部俊一君

職務のために出席した者の職氏名

議会議務局長	金丸博	書記	小澤明
書記	興石文明	書記	松井恵美

開会 午前 9時33分

○書記（小澤 明君） 改めまして、おはようございます。

ご参集、大変お疲れさまでございます。

ただいまより予算審査特別委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、内藤委員長よりご挨拶をいただき、委員長により議事のほうを進めさせていただきます。

それでは、内藤委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、おはようございます。

夕べの風は非常に強い風で、みんな大変だったと思います。きょうはこのようないい天気になりました。きょうは5日目の審査ということで、大変ご苦勞さまでございます。

きょうの山日紙上の中で国文祭を取り上げておりますけれども、いまいち県民の盛り上げがないというふうな中で、一部では非常に地理的には参加者も多いというふうなことを言っていました。当市におきましても、夏から秋にかけてのイベントが予定されております。

今定例会にも837万円という予算が盛られているわけでございまして、この予算を大いに生かしながら、県民、市民の文化の向上につながるよう期待するところでございます。また、この件に関しましても、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、きょうからまた特会もあるようでございます。ご協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は21名です。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（内藤久歳君） 本日は、一般会計の歳入及び特別会計歳入歳出の予算審査を行います。

限られた時間内の審査ですので、委員各位のご協力をお願いいたします。

審査に当たり、質疑は一問一答で簡潔にお願いいたします。また、当局側の答弁も簡潔に

説明していただきたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

それでは、審査に入ります。

議案第23号 平成25年度甲斐市一般会計予算を議題といたします。

初めに、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付税について、一括で説明を求めます。

小田切企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（小田切正男君） 連日、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、2款1項の歳入について順次ご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

予算説明書のほうは、10ページ、11ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から11款交通安全対策交付金までにつきましては、例年、地方団体の財政運営の指針となる国の地方財政計画に基づきまして見通しを立てているところでございますけれども、政権交代から国の予算編成がおくれていると。国の新年度予算につきましては、年度内制定は難しいから暫定予算を編成するという状況が避けられない状況となっておりますけれども、こうしたことで平成25年度の地方財政計画の閣議決定されたのが、この3月5日でございます。例年1月末に、県のほうでこの地方財政計画に基づきまして財政担当者の会議のほうも開催されているわけでございますけれども、ことしはそうした会議も開催されず、地方財政計画が未定の中での予算編成となったわけでございますけれども、国の動向等を踏まえつつ、また基本的には市の決算見込みを踏まえて、堅実な水準で歳入については見積もったところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、2款地方譲与税からご説明申し上げます。

地方譲与税につきましては、一旦は国の税金として徴収され、法律で定められました配分基準に従って市町村に譲与されるものでございまして、1項の自動車重量譲与税につきましては、前年度同額1億3,600万円、2項の地方揮発油譲与税につきましても、前年度同額となる5,500万円を計上いたしました。

次ページをお願いいたします。

12、13ページでございますけれども、3款の利子割交付金でございます。預金利子に対しての利子課税がされておりますので、その5分の3の相当額が市町村に交付されるものでございますけれども、前年度比較で決算見込みを踏まえて600万円の増、43%の増となる2,000万円を見込んだところでございます。

4 款の配当割交付金につきましては、配当には 5 % の県民税がかかっておりまして、その 5 分の 3 相当額が県のほうから交付されるものでございまして、前年度 60 万円増の 1, 000 万円を計上いたしました。

5 款の株式等譲渡所得割交付金につきましても、株式の譲渡の所得金額に対しましても県税が徴収されておりまして、その 5 分の 3 相当額が、個人県民税の割に案分して県から交付されるものでございまして、これも決算見込みから前年度比較 150 万円減の 350 万円を計上いたしました。

6 款の地方消費税交付金でございますけれども、地方消費税交付金につきましては、地方消費税の収入の 2 分の 1 に相当する額を市町村の人口と従業者数等に応じて県から交付されるものでございまして、これも前年度同額の 6 億円を計上いたしてございます。

7 款のゴルフ場利用税交付金でございますけれども、これも県税のゴルフ場利用税でございまして、その 10 分の 7 に相当する額が市町村に交付されるものでございまして、これにつきましても、前年度同額の 2, 300 万円を計上いたしております。

次に、次ページ、14、15 ページをお願いいたします。

8 款の自動車取得税交付金につきましても県から交付されるものでございまして、これにつきましても、前年度同額 5, 100 万円でございます。

9 款の地方特例交付金でございますけれども、前年度 3, 600 万円のところ、これにつきましては、今年度の決算見込みを踏まえて 5, 000 万円、1, 400 万円の増でございますけれども、5, 000 万円といたしてございます。

10 款の地方交付税につきましては、国の要求基準が全体といたしましては 2. 2 % の減で、交付税全体では 17 兆 600 億円ですか、ほぼ総体としては変わらないということで説明欄記載のとおりです。普通交付税と特別交付税それぞれ前年同額の 3 億 4, 000 万円を見込んでございます。

最後の 11 款の交通安全対策特別交付金につきましては、道路交通法の規定に基づきまして納付された反則金収入を原資として交付されるものでございます。これにつきましても、前年同額 1, 800 万円でございます。

以上、2 款から 11 款まで一応ご説明しましたけれども、よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

説明に対して質疑はございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） すみません。14ページの9款の地方特例交付金、今、課長に説明していただいて、1,400万円前年度よりふえているということで、決算見込みでありますけれども、この理由をもうちょっと詳しく教えていただきたい。

○委員長（内藤久歳君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 9款の地方特例交付金でございますけれども、前年度予算額が3,600万円でございますけれども、これ平成23年度にさかのぼりますと、そのときの予算額が1億3,000万円ございまして、減額1億200万円として、その前年度予算額3,600万円としたところでございまして、この地方特例交付金というのは、児童手当及び子ども手当の特例交付金と、平成19年度からの税源移譲によるフラット課税で住宅借入金等の特別税額の控除分の交付金という形で2つから成っております。平成24年度から、このうち児童手当及び子ども手当の交付金の部分がなくなりまして、住宅借入金と特別控除の税額分だけの、その減収補填の分だけの交付金となりまして、この3,600万円を見込んだところに当然国の見通しを立てて見積もったところでございますけれども、この地方特例交付金につきましては、既に平成24年度の3月交付がないものですから、既に平成24年度の交付額が5,153万5,000円で確定をしております。そういった意味で、確定額していることから25年度予算につきまして5,000万円というふうに見込んだところでございまして、その後、先ほど言った、おくれて我々に示された地方財政計画のほうでも、国のほうの見通しも一応1.7%程度の減額だろうというところで、ほぼ妥当な見通しとして5,000万円としたところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 14ページですか、自動車取得税交付金、これを交付している。これ、たしか取得税が27年度から廃止とかなるようですけれども、これはそれまでで、それで持ち切りですか。そのところがもしわかれば。

○委員長（内藤久歳君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 名取委員から今ご質問があったとおり、自動車取得税は消費税と二重課税の指摘があることから、平成25年度税制大綱で消費税10%完成時、2015年10月、消費税が10%の完成時点で廃止されるというふうに25年度の税制改正で明記はされておりますけれども、市町村にとりましては、その代替の財源については、具体的議論は今のと

ころ先送りされているという状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

これからの質疑については所管はございませんので、全員一括で質疑を受けたいと思いません。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 14ページの地方交付税ですが、名取委員と同じような質問になるかもしれませんが、政府の意向としては、地方公務員の給料を下げて、その分を地方交付税を下げると。その下げた分を地方交付税に充てるということで、そんな動きがことしの8月あたりあるのではないかなということが言われておりますけれども、その見通しについてはどうなのでしょう。地方交付税が削られたら大変でございますし、職員の給与も引かれても大変だし、その辺の経過の説明、どうなるのか、見通し。その辺を説明していただけないか。

○委員長（内藤久歳君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 現時点で影響額というのは的確に試算することは難しいところでございますけれども、基本的に、一般的に言われているのが基準財政需要額が大体4分の1、甲斐市で言えば、25億から35億程度が人件費でございます。その部分のところが甲斐市の国家公務員の23、24、25ですか、国の基準が下がることによって、当然甲斐市のラスパイレス指数が上がるわけでございますけれども、その部分で3%から4%、甲斐市の基準財政需要額が当然下がるわけでございます。そういったときの影響額ですけれども、現時点では一応1億、1.4億円程度減額するんじゃないかとして、一応試算はしてございますけれども、新たにラスパイレス指数とかの職員数の削減によりまして、地域の元気づくり推進費という新たな費目が設けられまして、その辺が0.5億円程度が増額するんじゃないかと。ネット、甲斐市の影響額としては0.9億円ぐらいが基準財政需要額よりマイナスになるものと、一応現段階では見込んでいます。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つ、特別交付税の算定基準ですが、これについてはどういう算定基準になっているのか、25年度について。3億4,000万円を出した内容です。

○委員長（内藤久歳君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 特別交付税では普通交付税とは違いまして、政令に基づき

まして算定基準が決まっておりますので、そういった中で、特別交付税については来年度以降、現在6%の全体の交付額を5%に下げるという一応流れになっております。

そういった形で、基本的にその狙いというのは、算定方法の簡素化とか透明化の一環として特別交付税の総体を縮小して、その分普通交付税にふやそうという流れになっているわけです。

基本的に特別交付税につきましては、自然災害等の普通交付税に算定されない需要について、その年度ごとに反映されるものでございまして、一応例年実績を見まして、当初予算では昨年同額の3億4,000万円を見込んだところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 別件、5款の株式等譲渡所得割交付金であります。例年から昨年度との比較で150万円また減額でありますけれども、この減額の中身ですが、もう一回いいですか。聞き落としたのでご説明をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 5款の株式等譲渡所得割の350万円の減額の理由でございますけれども、基本的にこれ大きな制度見直しはございませんで、甲斐市の平成24年度の決算見込みが350万程度一応見込んでございますので、その決算見込みを踏まえて、新年度につきましても350万円としたところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） すみません。7款の1項でゴルフ場利用税ということでございますけれども、これは前年並みというふうに見ているようですけれども、この辺、減額とかということではなくて考えているわけでございますか、ちょっとお答え願います。

○委員長（内藤久歳君） 小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 7款のゴルフ場利用税交付金でございますけれども、23年度の実績が一応2,600万円ございまして、その前年の22年が2,900万円減少傾向にはあるわけでございますけれども、24年度の当初が2,300万円ということで、一応この程度の額は見込めるものと思って、当然新年度につきましても同額の基準となる2,300万円を計上したところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

傍聴議員はよろしいですか。

これで、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金についての審査を終了します。

次に、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について一括で説明を求めます。

小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） それでは、12款分担金及び負担金、13款の使用料及び手数料についてご説明を申し上げます。

一応ここからの歳入につきましては、基本的に予算参考資料の財源内訳におきまして、充当先事業にあわせて財源説明を各所管により申し上げておりますので、説明欄の重立ったもの、また前年度比較で増減の著しいものにつきましてはの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、12款の分担金及び負担金の予算額でございますけれども、合計額の記載が、説明書の16ページ中段に計がございますけれども、本年度予算額の合計が4億3,800万円余り、昨年の4億3,000万円余りから、比較欄の記載のとおり163万2,000円、0.4%の増でありまして、内容につきましては、基本的に前年度とおおむね同様でございます。

14ページに戻りまして、2目の民生費負担金につきましては、説明欄記載のとおり、入所措置しました老人福祉施設養護老人ホームの入所者負担金が主なものでございます。

次ページをお願いいたします。2節の児童福祉費負担金でございます。公立、私立の保育所の保護者からの保育料、放課後教室の負担金でございます。

3目の衛生費負担金につきましては、健康診査の受診者からの負担金でございます。

4目労働費負担金、1節の労働費負担金につきましては、峡中広域シルバー人材センターの負担金でありまして、構成市町である中央市、昭和町からの負担金でございます。一応前年度と同額でございます。

9目の教育費負担金につきましては、ことばの教室共同設置負担金でありまして、南アルプス市、中央市等からの負担金でございます。

13款の使用料及び手数料でありまして、1項使用料、これにつきましては合計額欄の確

認は20ページのほうで、上段が合計額でございまして、本年度予算額の合計額が1億3,700万円余りで、前年度予算額と比べて204万円の1.5%の減となっております。一応使用料につきましては、関係する使用料条例等によりまして、その額が定められておるところでございます。

16ページに戻りまして、1目の総務使用料につきましては、説明欄記載のとおり、行政財産の使用料でございまして、東電送電線線下補償、東電及びN T Tの電柱等の私有地使用料でございまして、ほかに各庁舎にございます自動販売機等に係る使用料でございます。3年に一度支払われます東京電力からの線下補償が見込まれておりますので、比較欄に記載のとおり、330万円余りの増額と、ここではなっております。

2目の民生費使用料につきましては、東児童センターの使用料でございます。一応存置の1,000円を計上してございます。

3目の衛生使用料につきましては、1節の保健施設使用料ということで各保健センターの使用料でございます。2節の火葬場使用料につきましては、やすらぎ聖苑の使用料でございます。前年度同額でございます。

4目の労働使用料につきましては、勤労青少年ホーム、働く婦人の家等の使用料でございます。

18、19ページをお願いいたします。

5目の農林水産業費使用料でございまして、1節農林水産施設使用料につきましては、これも説明欄記載のとおり、自然休養村管理センター使用料、その下の八木羽湖駐車場使用料につきましては、自動販売機の設置料でございます。2節のクラインガルテン使用料につきましては、入会金につきましては6戸分、その下の滞在型日帰り農園の使用料につきましては前年同額となっております。

次に、7目の土木使用でございます。1節公共物使用料につきましては、道路法、河川法等の不適用の道水路、いわゆる赤道等の公共物の使用料でございまして、前年同額となっております。2節道路使用料につきましては、電柱等の道路占用料でございます。3節の公園施設使用につきましては、赤坂台総合公園を初めとした各公園施設の使用料でございまして、4節住宅使用につきましては、市営住宅の使用料でございます。5節の竜王駅南北自由通路使用料につきましては、存置の1,000円でございます。6節の竜王駅前広場につきましては、駅前広場に設置した短時間駐車場、タクシー駐車場等の使用料でございます。

9目使用料、1節幼稚園授業料につきましては、しきしま幼稚園の授業料でございます。

2節の社会教育施設使用料につきましては、敷島総合文化会館を初めとした各公民館及び地域ふれあい館の使用料でございます。図書館使用につきましては、竜王図書館の使用料でございます。

次ページに移りまして、4節スポーツ施設使用料につきましては、社会体育施設等の使用料でございます。

2項の手数料でございますけれども、これにつきましては、合計額は一番下の行でございますけれども、新年度合計4,617万7,000円で、前年に比し56万円、1.2%の増となっております。各手数料につきましても、甲斐市手数料条例において規定されているところでございます。

1目の総務手数料、1節総務手数料につきましては、ここに記載のとおり、主に市民窓口課の証明手数料でございます。2節督促手数料につきましては、市税の督促手数料でございます。

2目の民生費手数料の督促手数料につきましては、保育料の督促手数料でございます。

3目衛生手数料につきましては、狂犬病の予防接種等の手数料でございます。

5目の農林水産手数料につきましては、農業振興地域にかかわる農用地の証明手数料でございます。

7目土木手数料につきましては、屋外広告物等審査手数料のほうの土木手数料になります、主に。

8目の消防手数料につきましては、火薬類の許可等に伴います手数料でございます。

一応以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

説明に対しての質疑はございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 20ページでしたか、住民基本台帳カード交付手数料というのがありましたが、10万、計上されておりますけれども、今のところ、うちの場合は、この間も出ましたけれども、市民カードでいろいろな証明類は全部とれるということで、基本的には身分証明だけ、必要な人の、高齢者等の身分証明だったかと思うんですが、これまた手数料は払ってあげて、欲しい人にはそういうふうにしてあげるということなんですか。ことしはどんなふう、25年度はどんなやり方をするのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 長田市民部長。

○市民部長（長田 修君） 新規にカードを申請される方の交付手数料でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） じゃ、そういうふうにカードをつくるのにお金を払っているということとは、ことししないということですか。

○委員長（内藤久歳君） 質問してください。

○委員（保坂芳子君） 新しくつくる方に、前はカードをつくるのにお金を出してあげたときがありましたよね、新規にやるときに、今年度はやらないということですか。

○委員長（内藤久歳君） 長田市民部長。

○市民部長（長田 修君） 一時的に普及のために手数料を減額したことはありますけれども、現在ではもとに戻りまして、1,500円をいただくというようなことで予算を見積もっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 18ページの7ですか、土木使用料、節の3番の公園施設使用料とありますね。これドラゴンパークに展望台ってありますよね。年間どのくらいの収入があるんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 花形部長。

○建設産業部長（花形保彦君） それでは、お答えさせていただきますが、ドラゴンパーク展望台につきましては、1回100円ということで、予算的には500人を見込んでいるところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） どうでしょう、23年、24年、人員なんか利用者なんかふえていますか、減っていますか。

○委員長（内藤久歳君） 花形部長。

○建設産業部長（花形保彦君） 震災時にはやはり節電ということがございまして、展望台の時間を一時変更した時期がございますが、昨年度の実績からいきますと、去年はやはり7月から10月までで108人の実績でございました。今後、このぐらいの人数のほうは約束されま

すので、500という人数のほうを計上させていただきました。

〔「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 18、19ページの真ん中の竜王駅の広場使用料ですが、延べ日数どのぐらい利用されているか。

○委員長（内藤久歳君） 花形建設産業部長。

○建設産業部長（花形保彦君） 竜王駅前広場の使用料ということでございますが、これはまずバスの乗降場使用料ということで、これはアルプス市のコミュニティバス等で、これが2台を予定しております。年間4万8,000円、そしてあとタクシーの駐車場の使用料ということで14台分、そしてあと南北の短時間駐車場、これが時間が多いんですが、これで約100万円ほどを予定しております。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 20、21ですが、証明手数料ですが、想定件数何件ぐらいか、参考に。

○委員長（内藤久歳君） きのうも申し上げましたけれども、これ予算の件ですから、見込んで今年度の予算を立てていると思いますので、その辺を考慮して質問をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

長田部長。

○市民部長（長田 修君） すみません、遅くなりました。特に23年度の実績ですけれども、種類がいろいろありまして、住民票から始まりまして印鑑証明、それから戸籍等あるわけですが、トータルで申し上げますと、8万6,000件ほどが23年度の実績でございました。ちなみに、22年度も約8万6,000件の実績でございます。新年度もそれと同数の見込みです。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 17ページの児童福祉費の負担金の中で放課後教室の負担金でございますが、24年度対比でふえていますか、減っていますか。1,872万でございますが、いかがでし

ようか。

○委員長（内藤久歳君） 興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） 前年分は1,664万円でありまして、ことしが1,872万円でございます。これにつきましては15教室分でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうしますと、従来の放課後教室の、要するに負担金、使用料、これは変わっていないですよ。幾らになっていますか、1人当たり。

○委員長（内藤久歳君） 興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） これにつきましては、2,000円で、900人を見込んで11カ月分見込んでいるような状況です。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 1,872万円というのは2,000円で割ると何人が負担かということで出てくるわけですか。

○委員長（内藤久歳君） 興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） 先ほど申したように、もっと正確に申し上げますと、2,000円掛ける900人掛ける11カ月掛ける兄弟利用分、減免分がありますので、0.8を掛けたもの、そういうふうになっています。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですね。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 19ページの道路使用料であります。道路占用料、東電とNTTのほかにも道路占用料を徴収している物件はあるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 花形部長。

○建設産業部長（花形保彦君） 道路占用料についてお答えさせていただきますが、当然、東電、そしてNTTともに占用しております。電柱とか、あと地下埋設、それ以外には日本ネットワークサービス、そしてNTTコミュニケーション、帝国石油、東京ガス等が占用をそれぞれしております。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） それぞれの1,328万円を算出した、その根拠であります、東京電力の電柱、それからNTTとそのほかの使用料ですが、占用料ですが、具体的にこのくらい、このくらい、このくらいを見込んでいたというのがありましたら教えてください。また、占用料の金額については変わらないかどうか、これも教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 花形部長。

○建設産業部長（花形保彦君） この占用料につきましてはそれぞれ条例に定められておりまして、その条例に基づきまして使用料を徴収をしているわけございまして、そして、今回の歳入の予算1,328万2,000円につきましては、昨年度、23年度及び24年度の見込み等を勘案した中で、予算を、歳入を見込んでいますところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この占用料についての変化はないということではありますが、他町村と比較してほとんど同じということなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 花形部長。

○建設産業部長（花形保彦君） この占用料につきましては、それぞれ市町村、市町村によって占用料が決められているわけでございます。ただ今回、国のほうから占用料の見直しということで通達のほうがありました。しかし、実際的にこの占用料を国と同じ形の中で引き下げをするということになりまして、かなり収入のほうが減ってくるわけございまして、各山梨県内はやはり都会と違いまして、占用料のほうは減額になる、また都会については占用料が増額になるということございまして、山梨県内におきましては、その国の指針に基づいて占用料を改正したところは、山梨県は行っております。甲府が行う「予定でございますが、実施しているところが笛吹、そして中央市、そして昭和町なんかこれを実施しておりますので、占用料は多分安くなっていると思います、収入のほうは。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 私の言いたいのは、やはり東京電力もNTTも独占資本職ですよ、大企業。大企業に自治体が占用料を下げるなどということはもってのほかであって、上げるように交渉すべきであると。条例で決められるわけですから占用料を上げるように努力してもらいたい。それで財政を潤わせると、これが基本じゃないですか。お答えください。

○委員長（内藤久歳君） 花形部長。

○建設産業部長（花形保彦君） 先ほどご答弁させていただきましたが、国のほうでは下げろという。というのは、1つは地価の下落等があるということで指針を出しているわけござ

いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、甲斐市におきましては、占用料についてはそのまま据え置きをしているという状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、質疑を終了いたします。

傍聴議員はよろしいですか。

これで、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料についての審査を終了します。

次に、第14款国庫支出金及び第15款県支出金について説明を求めます。

小田切企画財政課長。

○企画財政課長（小田切正男君） 予算説明書は22、23ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金でございますけれども、国庫負担金は、関係法令に基づきまして国がその経費を負担するものでございまして、1項の国庫負担金の合計額は、計の行でございますけれども23億9,100万円余りとなっております。前年度比較で6,600万円余りの増となっております。率にいたしますと2.9%の増額となっております。

それでは、2目の民生費国庫負担金、1節の社会福祉負担金につきましては、障害者の自立支援給付費等に要する経費に対する負担金でございます。2節児童福祉費負担金につきましては、市が市内の私立保育所、広域保育事業として市外の保育所に児童を入所させるのに要する経費に対する負担金でございます。

新しいところでございますけれども、児童保護措置負担金とその下の養育医療費国庫負担金が新規となっておりますけれども、このうち養育医療費につきましては、平成25年度から実施権限が県から市へ移譲されることに伴います、国が2分の1、県が4分の1の負担割合のものでございます。

3節の児童手当負担金につきましては、説明欄へ記載のとおり、それぞれの記載区分によりまして国が負担する交付金でございます。4節の児童扶養手当負担金につきましては、児童扶養手当法に基づきまして市が支給する児童扶養手当に要する経費に対して国が負担するものでございます。5節の保険基盤安定負担金につきましては、国保会計へ繰り出す基盤安定の負担金でございます。6節の生活保護負担金につきましては、生活保護費に要する経費に対して国が負担するものでございまして、歳出の際にご説明があったとおり、対象者の増加から歳出のほうも増加しておりまして、負担金につきましても、この節は1億200万円

余りの増となっております。

次に、2項のその下の国庫補助金でございます。2目民生費国庫補助金の1節の社会福祉費補助金につきましては、障害者自立支援法に基づきます地域生活支援事業に対する補助金で、相談支援事業として障害者基幹相談支援センターの開設等を図ることから地域生活支援事業費補助金につきましては増額となっております。

2節の児童福祉費負担金につきましては、子育て支援サービスの提供等のために交付される次世代育成支援対策交付金でございます。あと、その下の母子家庭等総合支援対策補助金でございます。3行目の社会資本整備総合交付金の3億4,900万円が新規となりますけれども、これは竜王北、西保育所建てかえ事業に対する50%の補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

3目の衛生費国庫補助金のがん検診推進事業費補助金は、乳がん、子宮がん、大腸がん検診の補助金でございます。

その下の7目土木費国庫補助金でございますけれども、1節の土木費補助金につきましては、この社会資本整備総合交付金につきましては、建設課所管の市営住宅整備事業、橋梁長寿命化修繕基本計画策定のための補助金となっております。その下の4節都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金の対象事業につきましては、塩崎駅周辺整備事業、開発1号線等の幹線道路整備事業のための財源となっております。

9目の教育費国庫補助金でございますけれども、1節の小学校費補助金、2節中学校費補助金につきましては、要保護等の児童・生徒援助費補助金でございます。3節の幼稚園補助金につきましては、幼稚園就園奨励費補助金。4節の社会教育費補助金につきましては、埋蔵文化財包蔵地の試掘調査経費に対する補助金でございます。

その下の項の3項委託金でございますけれども、1目の総務費委託金、1節総務管理費委託金につきましては、説明欄記載のとおり、自衛官募集事務市町村交付金であります。その下の2節戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、廃止された外国人登録法に変わります中長期在留者の住居地届け出義務等に対する委託金となっております。

次のページ、26、27ページをお願いいたします。

2目の民生費委託金の1節社会福祉費負担金につきましては、国民年金事務の事務費交付金であり、2節の児童福祉費委託金につきましては、特別児童扶養手当の事務費交付金であります。

それでは、その下の15款県支出金についてご説明申し上げます。

1項の県負担金の2目民生費県負担金、右ページにいきまして、1節の社会福祉費負担金につきましましては、生活保護費、障害者の自立支援医療費等の県負担金でございます。2節の児童福祉費負担金につきましましては、市が市内施設保育所に児童を入所させるのに要する経費に対する負担金でございます。国の2分の1に対しまして県が4分の1の割合となっております。3節児童手当負担金、ここも国庫負担金と同様に、それぞれの費用負担の区分に応じて算定されます県の負担金でございます。4節の保険基盤安定負担金につきましましては、国民健康保険と後期高齢者医療保険の基盤安定の負担金であります。

3目の衛生費負担金、1節保健衛生費負担金につきましましては、予防接種事故救済事業に要する経費に対する県の負担金であります。

次のページ、28、29ページをお願いいたします。

2項の県補助金でありまして、1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金は、山梨県消費者行政活性化交付金で、消費者対策に対する県補助金でございます。2節の企画費補助金につきましましては、自主運営バスの補助金であります。

次に、その下の2目の民生費県補助金、1節社会福祉費補助金につきましましては、重度心身障害者医療費助成事業補助金が主なものでございますが、説明欄一番下の難聴児補聴器購入助成事業補助金が新規となっております。2節の児童福祉費補助金につきましましては、ひとり親家庭への医療費補助金と児童福祉費に対する県補助金でございます。

3目の衛生費県補助金、1節の保健衛生費補助金、健康増進事業費補助金につきましましては、健康手帳の交付等、健康増進法に基づく事業への補助金ですが、ここの1節の保健衛生費補助金は、昨年までの妊婦健康診査等の臨時特例交付金、また子宮頸がん等ワクチンの接種緊急促進臨時特例交付金が昨年ここに計上されておりますけれども、定期接種化に向けた法令改正等が現在提案されておる状況でありまして、一般財源化が図られることになりまして、比較欄記載のとおり、前年比較で昨年6,700万円ありましたところ、今回660万ということで比較欄記載のとおり、6,100万円の一応減額で見込んでおるところでございます。

5目の農林水産業費県補助金、1節の農業費補助金につきましましては、農業委員会補助金、中山間地域特別支払補助金が主なものでございます。

ページめくっていただきまして、30、31ページの一番上の説明欄の青年就農給付金交付事業費補助金が新規補助金ございまして、新規就農者を対象に年間150万円を最長5年間交付する事業ございまして、一応満額県費が立っております。2節林業費県補助金ございまして、これは松くい虫による被害木の処理を実施するための補助金でございます。3節史

跡調査費補助金は、敷島地区の史跡調査事業に対する補助金でございます。

6目の商工費補助金、2節の観光振興費補助金、これは新規の補助金でございます。歳出のときに説明があったと思いますけれども、観光推進事業として実施する信玄堤公園駐車場整備事業に対する県補助金でございます。

9目の教育費補助金でございます。1節小学校費補助金、2節の中学校費補助金、4節幼稚園費補助金は、それぞれ東日本大震災による被災児童・生徒へ支出した就学支援費に対する補助金でございます。3節の社会教育費補助金は、埋蔵文化財の補助金でございます。国が2分の1、県が4分の1でございます。

10目の公債費県補助金は、1節公債費補助金は市町村振興資金、その下の辺地振興資金等の借り受けたものに対する元利補給金でございます。

32、33ページをお願いいたします。

1目の総務費委託金、1節の総務管理費委託金につきましては、土地利用規制に対する県の交付金でございます。2節の選挙費委託金は、ことしの7月に任期満了となります参議院議員の通常選挙の執行経費に対する委託金でございます。3節統計調査委託金につきましては、説明欄記載の各種統計調査に対する交付金でございます。10分の10でございます。4節の移譲事務交付金は、県からの移譲事務に対する交付金でございます。5節の徴税費委託金につきましては、ゼンカンケイエイ職員等の人件費に充当してございますけれども、個人県民税の徴収の取り扱いに対する県の交付金でございます。6節在外選挙人名簿登録事務交付金は、在外選挙人名簿の登録事務に要した経費の交付を受けるものでございます。

2目の民生費委託金でございますけれども、2節の生活保護費委託金は、中国残留孤児の支援をするための事務経費に対する補助金、委託金、10分の10でございます。

3目の衛生費委託金の1節環境衛生費委託金につきましては、自然環境保全地区の管理の委託金であります。

5目の農林水産業費委託金、1節農業費委託金は、県の土地改良事業の事務委託金でございます。

8目の教育費委託金の1節の学力向上パイロットスクール事業委託金につきましては、竜王北中学が研究指定校となっております。研究事業を行うためのものでございます。2節の社会教育費委託金は、県文化財保護条例の事務委託金でございます。

次のページ、34、35ページをお願いいたします。

保健体育費委託金につきましては、釜無川スポーツ公園の管理の委託金でございます。こ

れにつきましては、前年と同額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を受けます。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 最初の22、23ページ、一番上の障害者自立支援医療及び支援給付費の一応想定人数を教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） 自立支援の医療費の関係ですが、更生医療が300人、それから育成医療が40人を見込んでおります。

介護給付費、または訓練給付費、または障害通所給付費というのがございまして、全部で一般会計の介護給付のほうは524人ということです。よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 24、25、だから23のところで社会資本整備、かなり金額が大きく収入が入るんですが、さきの23の社会資本の児童福祉のほうは竜王西、北のあれでしたよね。それから、25ページのほうの都市計画のほうは塩沢駅の開発でしたが、その前の1の土木費補助金の社会資本整備のほうの1億5,000万でしたっけ、これは大まかに内容はどのようなのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 花形部長。

○建設産業部長（花形保彦君） 土木費補助金の中の社会資本整備、その交付金の内訳でございますけれども、まず、住宅の耐震リフォーム事業交付金、そして住宅カット改善事業ということで、公営住宅の長寿命化計画の策定にかかわる費用、そしてあと仮称ですが、冷間団地の住宅の整備事業、それと、あと橋梁長寿命化策定、事業化の周辺計画の策定業務、それとあと長塚名取線測量設計業務委託ということで、これ踏切の関係になります、それらを合わせますと1億5,491万5,000円になります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 25ページの、これ委託金でございますけれども、自衛官募集事務市町村交付金ということで3万4,000円もらっているわけなんですけれども、主にこれ使っているところは掲示板とか冊子だと思うんですけれども、その辺をちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 加々美総務部長。

○総務部長（加々美 英君） 国の募集事務地方公共団体委託事務処理要綱というのがございまして、募集の啓蒙を図っているとやっていますけれども、市で、甲斐市につきましては、主に広報の中に掲載して呼びかけて行っております。

○委員長（内藤久歳君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 甲斐市でこういう自衛官募集に関しての、例えば予算をとるとか、あるいはそういう考えもあるだろうということは、大変自衛隊員の不足、あるいは有事も考えられるということを思うと、市町村も考えなければという時期が来ておると思います。

そんな中で、今後のことをもし何か考えがあったら教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 加々美総務部長。

○総務部長（加々美 英君） 自衛官募集につきましては、年2回出しております。それが全て3万4,000円でおさまるかと言えば、とてもおさまりません。そういう部分で市でもそれなりの負担をしております。また、募集連絡員さんとも連携を図っております。ただ、それがすぐに募集の増大に結びつくかというのはまだまだでございますけれども、予算の範囲内で甲斐市としてもお手伝いをしていきたいと思っています。

○委員長（内藤久歳君） いいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないですね。

以上で質疑を打ち切ります。

これで第14款国庫支出金及び第15款県支出金についての審査を終了します。

次に、第16款財産収入から第19款繰越金について一括で説明を求めます。

小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） それでは、説明書のほう、34、35ページをお願いいたします。

16款財産収入でございますけれども、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節の不動産貸付収入は、普通財産の貸付収入でございます。2目の利子及び配当金、1節利子及び配当金でございますけれども、これも説明欄記載のとおり、財政調整基金を初めとした説明欄記載の12の基金に対する預金利子であります。

2項の財産売却収入でございますけれども、市所有の不動産、法定外道水路等の売却収入を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

17款の寄附金、1目一般寄附金の1節の一般寄附金、2節のふるさと寄附金につきましては、存置の1,000円でございます。4目の衛生費寄附金は、実績等を踏まえまして来年スーパーやまと等の、またユニー等の有料レジ袋の売上金がございますので、その実績を踏まえまして5万1,000円といたしてございます。

その下の18款の繰入金、1項基金繰入金でございますけれども、1目の財政調整基金繰入金につきましては、このたびの当初予算の財源の不足額を一応前年より1億6,600万円の増となります9億2,000万円繰り入れてございます。7目の市営住宅事業基金繰入金は2億4,000万円、市営住宅事業の整備に充当してございます。8目の公共施設等整備基金の繰入金でございますけれども1億8,000万円、敷島南小学校の改修工事、道路新設改良等に充当することといたしてございます。12目の地域振興基金繰入金でございますけれども、乳幼児医療助成のためにサテライト双葉場外車券売り場地元対策負担金等を雑入として、この後説明を受けておりますので、その収入額に合わせた分を子供医療費助成事業に充てるために繰り入れてございます。

2項の特別会計繰入金でございますけれども、8目の宅地開発事業特別会計繰入金は、特会による南区分譲地の売却収入を繰り入れ、そのままこの繰入金につきましては、市営住宅事業基金に積み立てることといたしております。

次のページ、38、39ページをお願いいたします。

11目の後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、存置の1,000円でございます。

その下の19款繰越金、前年と同額の4億円としてございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これに対して質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないですね。

以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をします。

15分間、11時まで休憩します。訂正します。55分で、5分早めます。訂正します、55分からお願いします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時54分

○委員長（内藤久歳君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第20款諸収入について説明を求めます。

小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） それでは、20款諸収入についてご説明申し上げます。

説明書のほう、38、39ページをお願いいたします。

1項延滞金加算金及び過料でございますけれども、これにつきましては、比較欄記載のとおり1,540万円の増でございますけれども、実績を踏まえまして1,540万円の増といたしております。

2項の市預金利子でございますけれども、歳計現金分の預金利子でございます。

3項の受託事業収入でございますけれども、1目民生費受託事業収入、1節の児童福祉費受託事業収入につきましては、保育所の他市町村からの受け入れに対する収入でございます。比較欄記載のとおり、1,090万円の減額となっておりますけれども、園児数の受託を受ける園児数の減少から所要額を見込んだところでございます。

次ページをお願いいたします。

3目教育費受託事業収入、1節の社会教育費受託事業収入につきましては、都市計画道路里美町敷島線道路改良工事に伴います埋蔵文化財発掘調査、県からの受託を受けまして、これに伴います収入でございます。4目の総務費受託事業収入につきましては、県が発行する県政だよりふれあいの甲斐市広報と一諸に配布することに伴います県からの受託事業収入でございます。

4項の貸付金元利収入でございますけれども、1目労働費貸付金元利収入につきましては、勤労者生活安定資金預託金の返戻金でございます。

次に、5項の雑入でございますけれども、この合計額が46ページのほうにございます。46ページの中段のところ、5項の合計が書いてございますけれども5億5,800万円余りということで、前年に比べて1,015万7,000円、1.9%の増ということで基本的な形は変わってございません。

もう一度すみません。40ページにお戻りいただきまして、雑入につきましては、多様でございますので重立ったものの項目の説明とさせていただきますけれども、1節の総務費雑入、金額の大きいところでは、3行目の県市町村振興協会市町村交付金ということでございますけれども、市町村振興宝くじの収益金により振興協会より交付されるものでございまして、これを受けまして、市は図書館の資料購入費に充当してございます。あと、その下の中段ぐらゐに職員駐車場使用料がございまして、職員負担の職員駐車場使用料でございます。

42、43ページをお願いいたしますけれども、2節の民生費雑入でございますけれども、重度医療費高額療養納付金の1,300万円が一番大きいところです。あと、その下に県後期高齢者医療広域連合から納付金が1,410万円でございます。その他雑入の真ん中辺にあります子育て支援課のその他雑入の48万円につきましては、中央保育園の太陽光発電の売電収入でございます。3節の衛生費雑入でございますけれども、リサイクル品の売払収入等でございます。あと、下のほうに指定ごみ売払収入ということで、指定ごみ袋454万枚のごみ袋の売払収入を見込んでございます。

次ページをお願いいたします。

4節労働費雑入につきましては、説明欄に記載のとおり、勤労青少年ホームの公衆電話使用料でございます。5節農林水産業費の雑入でございますけれども、土地改良施設維持管理費適正化事業交付金につきましては、県土地改良連合会から対象事業、水路改修工事等の3路線1,900万に対する90%の交付を受けるものでございます。

新規といたしまして、3行目に10万円ですけれども、峡中地区恩賜林保護団体連合会事務費手数料、これが新規でございまして、平成25年から26年の2年間、甲斐市が当番で事務局を受けるところから、その事務経費として受け入れるものでございます。

6節の商工費雑入につきましては、サテライト双葉の競輪場外車券場の地元対策費及び競艇場の船券売りの環境整備協力費でございますけれども、ここも新規として下2行のオートレース、また地方競馬等の売り上げを、それぞれ200万円で見積もっているところでござ

います。

7節の土木費雑入でございますけれども、河川占用料、都市計画図等の売りさばき収入でございます。ここは3行目の住生活総合調査費委託金55万円が新規でございます。国土交通省が5年一度、住宅調査の基礎的資料を得ることを目的に行う調査で、県を通じて市が受託し調査を行うために受け入れる経費でございます。

8節の消防費雑入でございますけれども、これも歳出の際に説明がありましたけれども、臨時の収入でございますけれども、県道の甲府韮崎線の拡幅工事に伴います消防施設双葉1分団位置のポンプ小屋の移設補償費でございます。

9節教育費雑入は2行目の小・中学校給食費現年度分ということで、小学校11校、中学校5校の児童・生徒、職員分の給食費でございます。その下のほうにございますふれあい分校電気使用料につきましては、指定管理者等が受けるものでございまして、そういったものが主なものでございます。ここは9節の教育費雑入のところに、合計が3億5,500万円ございまして、昨年よりここは700万円余り減になりますけれども、昨年B&Gの海洋センターの修繕助成金を受けたもので、それが、ここでは減額の主な要因となっております。

次ページ、46、47をお願いいたします。

2目の滞納処分費は存置1,000円でございます。

3目の過年度収入、1節社会福祉負担金、2節の児童福祉費負担金の過年度収入につきましても、それぞれ存置1,000円でございます。2節の児童福祉費につきましても、存置の3,000円ということでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

説明に対しての質疑を受けます。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 46、47ページの合併特例債であります。まだ来ていませんか。失礼しました。

○委員長（内藤久歳君） 20款、ちょっと待ってください。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 38、39ページの一番下、保育料受託収入、他の市町村の子供が減っているということですが、何か理由がわかれば教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 興石部長。

○福祉健康部長（興石辰也君） 先ほど説明がありましたが、他市町村からの受け入れということでございまして、現実は今他市町村からの受け入れよりか市の住民の方を優先的にということ、勤めの関係でどうしてもということもありますので、広域の関係もありますからやっておりますが、そのような関係で、ここは減額というようなことになっています。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 38ページでございますけれども、諸収入の1項で延滞金ということで1,540万というふうに見ておりますけれども、これは大体どのくらいの件数、あるいは1人当たり金額ということで想定をしているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 長田市民部長。

○市民部長（長田 修君） これにつきましては、件数はちょっとつかめない内容です。というのは、個人によりまして、どの方が延滞金の対象になるか、もちろん過年度分は対象になってくるわけですが、誰がなるかというようなことは特定できないものですから、根拠としましては、実際にここ数年の延滞金をいただいた数字を参考にして、実際500万円前年は計上していますけれども、例えば平成23年度でいいますと約2,600万円、それから22年度は3,400万円、それから21年度は2,500万円というふうな実績が出ているものですから、ある程度安定的に2,000万円ほどは当初から見込めるのではないかというふうなことで計上させていただいております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味で、44ページ、45ページの商工費雑入であります。新しくオートレースと、それから競馬が入ったわけですが、オートレースについては、平成24年の何月から整備協力費が入るようになったのか、それからまた、競馬のほうは何年何月から入るのか教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 花形部長。

○建設産業部長（花形保彦君） まず、オートレースにつきましては、これは昨年、条例改正

を行いまして、12月から協力費ということで収入されております。そして、地方競馬につきましては、本年の4月15日が初日になりますので、それ以降に予定をされています。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 別件で、その下の土木費の雑入であります。国有河川占用料でありますけれども、場所と、何を占用料としてもらっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 花形部長。

○建設産業部長（花形保彦君） これは国有河川占用ということで、国土交通省より河川敷の占用を受けている人がいます、市民ですが。その8人分でございます。下今井の河川区域に、そして宇津谷の河川区域におりまして、この方々の占用料を一旦受けております。そして、歳出のほうで、またこの関係者のほうから8人分いただくような形になります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、質疑を終了します。

これで第20款諸収入についての審査を終了いたします。

次に、21款市債について説明を求めます。

小田切課長。

○企画財政課長（小田切正男君） それでは、21款市債についてご説明をさせていただきます。

説明書は46、47ページでございます。

市債の新年度予算額につきましては、合計欄に記載の22億3,140万円でございます。前年度比較で3億8,200万円余り、14.6%の減額となっております。

それでは、1目の総務債でございますけれども、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債につきましては、前年同額の一応11億を見込んでございます。

7目の土木債でございます。1節道路橋梁事業債につきましては、下芦沢線道路改良工事に対しまして、辺地債を活用いたしまして事業に充当するものでございます。

2節の都市計画事業債でございますけれども、これは下水道事業債ということで、下水道管渠耐震化工事の2,000万円、下水道特会のほうで予定してございまして、国庫補助金を控除した分の1,000万円に対する60%が一般会計から繰り出すことができると。それに対して、緊急防災事業債として活用することによって交付税措置80%を受けられるものでございまして600万円を市債として活用するものでございます。

12目の合併特例債につきましては11億円余りでございますけれども、新年度予定の建設事業でございます竜王北、西保育園建替事業、塩崎駅周辺整備事業、また、まちづくり振興基金造成事業に充当するためのものでございまして、11億290万円を起すことといたしております。これによりまして、現当初予算ベースで発行可能額268億円の63%に当たる170億2,000万円余りを発行する見込みとなっております。

説明書の170ページをお開きいただきたいと思っております。

地方債の調書がございましてけれども、170ページの一番下に合計欄がございましてけれども、平成25年度中の増減見込みということで起債が22億3,100万円余りということで、あと元金の償還が22億8,000万円ということで、25年度末の見込み額として293億円余りが一応市債の残高となる見込みでございます。

以上、市債についてご説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

この説明に対して質疑がありますか。

ないですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これで第21款市債についての審査を終了いたします。

以上で歳入の審査を終了し、一般会計の予算審査は終了いたしました。

これより本委員会に付託されました議案第23号 平成25年度甲斐市一般会計予算について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 22番、日本共産党甲斐市議団、樋泉であります。

議案第23号 平成25年度甲斐市一般会計予算の討論を行います。

本予算は歳入歳出234億5,200万円で、対前年比で2%の減額予算となっております。

歳入では、資産家優遇税制の株式等の譲渡所得が盛られ、特定扶養控除の縮減、年少扶養控除の廃止等が市民税の増収につながっております。また、地方消費税も一般市民が負担したものであり、雑入で公営賭博の競輪場外車券、競艇場外船券、オートレース場外車券、競馬場外馬券の売上金が盛られ、地域振興基金に繰り入れられていることも納得できません。

歳出では、民生、衛生、教育費、消防費、防災費を初め、市民の要求に予算が計上されており、特に国保税の据え置き、国保法44条の医療費減額免除制度や耐震改修併用の住宅リフォーム制度の導入の予算が盛られていることは評価をしたいと思います。

反面、農林水産、商工費の減額、あるいは微増にとまっていることや、安倍自民党政権のTPP、環太平洋連携協定に参加を表明している情勢下では、参加に反対と同時に、甲斐市の農業、商業を守る予算配分にすべきであります。また、民生費も、特別障害手当の減額、ひとり親家庭の特別扶養手当の引き下げを見直し、破綻した小泉構造改革の継続である行政改革も、慎重に見直す必要があります。

また、災害対策の評価を誇り国民を造成し、危険な争いに巻き込む国民保護法に基づく自衛官募集の自治体への押しつけ予算も納得できません。さらに、多額な資金を投入した竜王駅の整備事業は、地域活性化につながっておりません。塩崎駅整備事業も最小限の出費にとどめるべきであります。

自民党安倍内閣は金融の規制緩和、大型公共工事へのばらまき、大企業優遇の成長戦略の経済政策を進めようとしております。社会保障は年金給付の削減と支給年齢の引き延ばし、介護保険料、後期高齢者保険料の引き上げ、10%の消費税増税など、国民生活と日本経済を破壊をするような社会保障の改悪と増税を進めようとしております。甲斐市政が市民の暮らしと命を第一に安倍自民党、公明党政権の国民いじめの政治から市民を守る防波堤になるように切望し、反対討論といたします。

○委員長（内藤久歳君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 13番、猪股尚彦でございます。

議案第23号 平成25年度甲斐市一般会計について、創政甲斐クラブを代表して賛成討論を行います。

一般会計当初予算は、前年度と比較して2億2,100万円、1%の増額となる234億6,200万円となっています。国の地方財政見通しでは0.1%程度のプラスとなる見込みを示している中、甲斐市総合計画の基本政策にとって重点項目に基づいた事務事業を重点的にかつ効率的に推進する内容になっており、着実な予算編成が行われるものと判断します。

歳入の根幹である市税については、市民税及び固定資産税とも、本年度決算見込みから84億2,570万3,000円と前年度比1.8%増となっています。新年度においても、課税客体的確な捕捉をされ、さらなる徴収率の向上に向けた取り組みを行い、誠実に納税の義務を果たす

多くの市民の公平感を阻害しないよう、なお一層の徴収努力を重ねていただきたいと思います。

さきに報道された山梨県内の景気動向指数は5カ月連続で最下位になっており、依然として不安定な情勢が続くことが予想されますが、総じて不確かな見込みのもとで、それぞれの収入項目において所要の財源確保が図られているものと判断します。

次に、歳出については、社会資本整備総合交付金を活用した竜王北保育園及び竜王西保育園の建設にかかる経費を計上し、早期の耐震化を図るとともに、（仮称）冷間団地の造成工事や建築工事に着手するなど、老朽化した公共施設の更新化改修が計画的に図られています。

また、災害時や孤立集落や消防団の通信手段を一元化するためのデジタル外無線機の整備や、小・中学校の実情に合わせた地域単独学校教育支援員の配置など、重点的な施策についても、引き続き適切な予算措置がなされています。

さらに、国民文化祭において訪問される方々だけではなく、今後の集客の目的とした信玄堤公園の大型車両用駐車場の整備や（仮称）バイオマス資源化センターの設置を行うなど、都市機能の充実と快適で安全なまちづくりにつながる施策として高く評価できます。

総じて、緑と活力あふれる生活快適都市の推進に適合した予算であると判断するとともに、創甲斐教育の実現など政策課題の着実な推進と、その成果に期待するところであります。健全財政を堅持することとともに、多様化する市民ニーズに応え、より住みよい甲斐市となることを期待し、賛成討論といたします。

以上であります。

○委員長（内藤久歳君） ほかに討論はありませんか。

〔「委員長、訂正を。私が何か減という、委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほどの反対討論の中で、本年度予算が減額と発言をしたような気がするんですが、訂正をしたいと思います。1%の増ということで、訂正をお願いいたします。いいですか。

○委員長（内藤久歳君） はい。これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（内藤久歳君） ご着席ください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

○委員長（内藤久歳君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第26号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入一括、歳出一括で行いたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） じゃ、そのように行います。

まず、歳入について一括で説明を受けます。

坂本長寿推進課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

長寿推進課のほうから、まず平成25年度の介護保険特別会計の歳入についてご説明を申し上げます。

議案集のほうは91ページのほうになります。

議案第26号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計予算につきましてご説明をいたします。

介護保険特別会計の当初予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ36億2,806万2,000円と定めるものでございます。

予算説明書のほうにつきましては240ページからとなります。また、予算の審議資料については33ページになります。なお、予算の参考資料のナンバー5というのがございますが、これにつきましては、歳出のほうで説明のときに利用させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず歳入のほうからご説明を申し上げます。

240ページをお願いいたします。

1 款の保険料総額 8 億2,622万9,000円につきましては、前年度当初に比較しまして4,755万4,000円、約6.1%の増額ということになっております。第1号被保険者、65歳以上の総数をおおむね1万5,200人程度というふうに見込んでおるところでございます。

第1節の現年度分の特別徴収保険料7億4,413万4,000円につきましては、年金から天引きされる方々の保険料でございます。第1号被保険者、65歳以上の総数が1万5,200人程度のうち1万3,700人程度、91%の方々の特別徴収ということで予想を見込んでおるところでございます。2節のほうの現年度分普通徴収保険料7,679万5,000円につきましては、年金から天引きされない方々でおおむね9%、1,360人ぐらいの方々を見込んでおるところでございます。3節の滞納繰越分の保険料530万円につきましては、過年度分の滞納保険料の収入見込みでございます。

2 款の分担金及び負担金、第1節の認定審査会の共同設置負担金1,199万8,000円につきましては、介護認定審査会にかかわります経費の甲斐市を除く中央市、昭和町からの負担金でございます。均等割が10%、審査件数割が90%により負担金の額を決めております。今年度予算額2,962万1,000円を算定の結果、内訳を中央市が743万9,000円、24.2%になります。昭和町が455万9,000円、13.4%ということで決定をさせていただきました。なお、甲斐市につきましては、後ほど繰入金のところが出てきますが、甲斐市は1,762万3,000円、62.4%程度を負担するというところでございます。

3 款の使用料及び手数料、第1節の督促手数料18万円につきましては、保険料の未納者に対します督促手数料の収入でございます。

4 款の国庫支出金、第1目の介護給付費負担金6億3,381万円のうち、第1節の現年度分、これにつきましては、当初予算計上額、保険給付費の総額が34億5,391万3,000円と見込んでおりますので、これに対します国の定率の負担分、在宅のサービス分が20%と施設サービスのほうは15%という定率区分で、この額を決定をさせていただきました。2節の過年度分1,000円につきましては、存置として計上させていただいております。

242ページをお願いいたします。

2 項の国庫補助金、1目の調整交付金8,945万6,000円につきましては、平成23年度の実績調整率で見込みまして算定をしたところでございます。おおむね2.59%を見込みました。2目の地域支援介護予防事業交付金912万4,000円につきましては、地域支援事業の介護予防事

業費3,649万8,000円と見込んでおりますが、この分の補助基本額に対します交付金で、基本交付率は25%ということになっております。3目の地域支援包括的支援事業交付金につきましては1,759万5,000円、これにつきましては包括的の支援事業費、これが補助対象額が4,454万5,000円と見込んでおりますが、これに対します交付金で39.5%の定率分となっております。

5款の支払基金の交付金、1目1項の介護給付費の交付金10億163万5,000円のうちの第1節現年度分10億163万4,000円につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者、この方々より徴収されました保険料を介護給付見込み額の定率の29%分ということで、支払基金のほうから交付を受けるものでございます。第2節の過年度分1,000円につきましては、存置ということで計上させていただきました。

第2目の地域支援事業の支援交付金1,058万4,000円につきましては、地域支援事業の介護予防事業に対します交付金でございます。交付率につきましては、事業費が3,649万8,000円でございますので、これの29%ということで収入を見込んでおります。

第6款の県支出金、1目の介護給付費負担金4億8,871万2,000円のうち、第1節現年度分の4億8,871万1,000円につきましては、甲斐市の保険給付に対します県の負担分でございます。介護保険給付費の12.5%、施設サービスが17.5%という定率分になっております。

244ページをお願いいたします。

2節の過年度分の1,000円につきましては、存置として計上させていただいております。

2項の県補助金、1目の地域支援介護予防事業交付金456万2,000円につきましては、先ほどもご説明させていただきました国庫補助金同様に介護予防事業に対します交付金で、3,649万8,000円を見込んでありますが、この12.5%の定率分の収入でございます。

2項の地域支援包括的支援事業の交付金879万7,000円につきましても、包括的の支援事業に対します交付金でございまして、見込み額4,454万5,000円の事業費に対します19.75%の定率分の収入でございます。

7款1項の財産運用収入、1目1節利子及び配当金の2万5,000円につきましては、介護保険の準備基金の運用利子の収入となっております。

246ページをお願いいたします。

8款は、介護保険特別会計に対します市からの繰入金となっております。繰入金1項の一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金4億3,173万9,000円につきましては、介護給付費に対します甲斐市の負担金でございます。おおむね事業費が、給付費が34億5,391万3,000円を

見込んでおりますが、これの定率分の市の定率分12.5%分ということになっております。

2目地域支援介護予防事業交付金456万2,000円でございますが、これもやはり同じ定率分となります12.5%の市の負担分でございます。

3目の地域支援包括的支援事業の交付金879万7,000円につきましても、同額の市の負担分19.75%ということになっております。地域支援等の介護予防事業、包括的支援等の事業費に対しますそれぞれ市からの定率分の算定収入繰り入れということになっております。

第4目のその他の一般会計繰入金8,025万円となっております。まず、1節の職員給与費等繰入金3,255万3,000円につきましては、長寿推進課の介護保険担当の職員5人の人件費の繰り入れとなっております。2節の事務費等の繰入金4,769万7,000円につきましては、先ほどご説明を申しました認定審査会におけます甲斐市の負担分1,762万3,000円と甲斐市の介護保険の運営のための事務費として3,074万円の合計額を、それぞれ収入するものでございます。

2項の基金繰入金、第1節の甲斐市の介護給付準備基金からの繰入金の1,000円につきましては、存置で計上させていただいております。

9款の繰越金につきましても、やはり存置として1,000円の計上をさせていただきました。248ページのほうをお願いいたします。

10款の諸収入、1項の延滞金、加算金及び過料、2項の雑入の各それぞれ1,000円につきましても、同じように存置ということで計上させていただいております。

以上、歳入総額が36億2,806万2,000円で新年度予算のほうは編成をさせていただいております。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

質疑を受けます。

質疑はございますか。

すみません。ここから審査はまず厚生環境常任委員会所管課の委員からになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

厚生、樋泉委員、どうぞ。

○委員（樋泉明広君） 240ページ、1款の保険料であります。対前年度比で4,755万4,000円増額でありまして、先ほど人数は出されましたけれども、この4,755万4,000円の内訳としては、やはり第1号被保険者がふえてきているということなんでしょうか。それとも、保険料が上がっているということなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） 保険料につきましては、第5期の介護保険事業計画の2年度目ということになりまして、24年度が計画の初年度でございます。24年度で月額4,900円で基準額を設けておりますので、その額については25年度も変わっておりません。

したがって、1号被保険者の保険者数が増加することによりまして、保険料のほうも増加してくるということになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 何人ぐらい増額の予定でしょうかね。

○委員長（内藤久歳君） 保坂係長。

○介護保険係長（保坂江里君） 700名ほどとなります。700名です。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 保険料の負担割合がいろいろあるんですけども、今回の介護保険の第5期の保険料の負担割合が20%から21%に、第1号被保険者の負担割合が多くなっているということではありますが、最初のどのくらい、これが始まった段階と第5期の負担割合はどのくらい差があるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） 1号被保険者の負担率でございますが、一応手元の資料で第3期から、平成18年から介護保険法が改正になりまして、そのときには1号被保険者の負担率は20年度までの期間で19%、その次の第4期、平成21年から23年度までの計画の負担率は20%で、現在進行中でありまして第5期の介護保険事業計画の負担率では21%ということで、1%ずつ各期ごとに上昇しているというところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） やはり保険料の1つの、何というか、1号被保険者の負担割合が年々ふえている1つの要因として、19%から21%ですから、2%負担率が上がっているということで、保険料にも大分影響しているんじゃないかと思うんですが、その辺は影響はないですか。

○委員長（内藤久歳君） 坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） 平成18年度から1%ずつ3年ごとに負担率が上昇しているということで、保険料につきましては、全体の標準給付費の中の50%をそれぞれ保険料で賄うということになっております。この50%のうちの内訳ですが、第1号被保険者と第2号被

保険者、40歳から64歳までの方々とそれ以上の方々と、それぞれ負担をし合うということになっておりますが、その高齢化率が進むことによりまして、この比率がその各期ごとにそれぞれ1%ずつ比率が伸びてきている。逆に言えば、2号被保険者のほうの人口が減少しているということで、どうしても50%分の比率の19から21、31だったのが順々に上がって、今は21%、29%それぞれ負担するというようになっております。

これについて50%保険料で賄いますので、それを原資としまして介護保険のほうを事業運営しているということになりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 特別徴収は年金から徴収されますよね。だから、普通徴収は普通それ以外の支払い方法ということではありますが、特に年金がこの3年間で2.5%引き下げられている。そういう中での、やはり介護保険料が年々上がってきているということになると、相当の負担になるということで、介護保険料を下げると、そういうことを考えてはいないんですか、どうしたら下がるか。

○委員長（内藤久歳君） 坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） 年金が減少する中で保険料のほうが上がっているという現状になりますが、どうしてもご承知のとおり、介護保険事業につきましては、保険者との相互扶助というような観点の中でこの事業運営がされているということで、やはり保険給付が伸びてきますと、どうしてもその分の半分の分を保険料で賄っていくということになりますので、どうしても給付が伸びますと保険料のほうも多少上がっていってしまうというような現実になっております。

保険料を下げるということは保険給付費を上げないように努力していく、介護予防のほうを重点的に行っていくということで事業運営はしているので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 政府が、国が負担しているのが25%、それを5%ぐらい、国が負担率を上げれば、何も65歳以上の1号被保険者の負担を重くすることはないわけで、そういう点では、各市町村、自治体間でそういった話し合いは、国に対して割合をふやせという話はないんですかね。

○委員長（内藤久歳君） 坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） 保険料が50%、公費のほうも50%ということで100%の事

業運営をされているということになります。当然国のほうが25%で、県が12.5、市が12.5と、それぞれ公費のほうは役割分担で負担をしていただいている。当然市長会、それから県の知事会等に要望として国のほうには毎回事あるごとに要望書ということで提案をさせていただいておりますので、また強く要望する中で流れも重視していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 年金生活の厳しいお年寄りからこれ以上介護保険料を値上げをして、さらに後期高齢者の保険料が年々上がるというふうな状況でありまして、国に対しておののやはり運動していく必要があると、我々もそのつもりで頑張りたいと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

終わり。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 以上で質疑を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。

午後からの再開は1時にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開いたします。

所管以外の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 所管以外の質疑はございませんね。

ないようですので、これで所管以外の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたしまして、午後の再開を1時からいたします。よろしくお願いいたします。

失礼しました。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 零時58分

○委員長（内藤久歳君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、歳出について一括で説明を受けます。

坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） それでは、午前中に引き続きまして、今度は介護保険事業特別会計の歳出のほうのご説明をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

予算説明書につきましては250ページからとなります。内容につきましては、お手元の予算参考資料ナンバー5の資料で説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

参考資料のほうのページは、14ページ、15ページとなります。

それでは、1款の総務費、1項の総務管理費、一般管理費3,434万9,000円につきましては、職員5人の人件費3,255万3,000円、事務諸費等が179万6,000円の内容でございます。

なお、事業別の一覧表で財源の内訳が記載してございます。歳入につきましては、午前中に説明をさせていただきましたが、内訳は定率の国県の負担金または補助金、その他の項目につきましては、市からの繰入金でございます。一般財源の記載につきましては介護保険料の充当となりますので、財源のほうをよろしく願いをいたします。

2目の連合会の負担金131万1,000円につきましては、事業報告書の作成処理及び国保連合会の介護基金にかかります連合会の負担金等の手数料でございます。

2項の徴収費、1目の賦課徴収費698万6,000円につきましては、介護保険料負担の公平性の確保、また収納率の向上を図るための徴収嘱託員の人件費218万4,000円、また1号被保険者にかかります賦課徴収費の事務費480万2,000円を計上させていただいております。

3項の認定調査費等費、1目認定調査等費2,016万1,000円につきましては、新規の申請、更新の申請にかかります認定調査員7人の賃金378万円、認定調査の委託費、主治医の意見書作成手数料1,550万9,000円及び郵送料としましての認定結果の通知、主治医の意見書送付等の事務費87万2,000円でございます。

4項の介護認定審査会費、1目の介護認定審査会費は2,962万1,000円でございます。介護認定審査会の職員2名1,348万9,000円及び臨時職員1名232万3,000円の計3名分の人件費、また認定審査会の委員さん20人分の報酬884万4,000円です。また、認定審査会システムの維持管理費、事務諸費等につきましては、コピー代、ファイル、参考図書などの需用費、資料郵送宅配料及び審査会の電話の役務費、審査会のシステムの保守管理委託料など審査会運営費としまして496万5,000円の支出となっております。今年度の減額につきましては、昨年行いました住民基本台帳法の改正、介護保険法の一部改正に対応したソフトシステムの改修の完了による減でございます。

2款の保険給付費についてご説明をいたします。

現在、甲斐市の介護支援の認定者数は2,103人となっております。保険の給付につきましては、要介護1から5までの方の入浴、排せつ、食事などに常時介護を要する方への給付、介護サービス等の諸費、また要支援1、2の方の同じく入浴、排せつ、食事等にかかわります介護を要する状態の軽減、悪化防止のための支援給付、介護予防サービス等の諸費になっております。

また、施設入所者は月292件、地域密着型のサービスにおけますグループホームの入所者が88件、小規模多機能型の居宅介護が月34件、老人福祉施設等の生活介護が30件というふうな1年間の様子を見込んでおります。

1目の001居宅介護サービス等給付費16億1,280万円につきましては、在宅での要介護1から5までの要介護認定者が利用するホームヘルプサービス、デイサービス、訪問入浴、ショートステイ等の介護サービスの給付費2万8,800件を見込んでおります。002の福祉用具の購入等費390万6,000円につきましては、入浴、排せつにかかわります福祉用具購入の給付費180件でございます。003の住宅改修等費1,016万7,000円につきましては、廊下や階段等の手すりの設置、スロープの設置、段差の解消等にかかわります給付の144件分を見込んでおります。

2目の地域密着型介護サービス給付費4億776万4,000円につきましては、住みなれた地域での生活を支えるための認知症対応型共同生活介護1,056件、2億4,614万1,000円程度、通所介護の通い、訪問、泊まり等、サービスを受ける小規模多機能の居宅介護が408件、7,675万1,000円、小規模特養の利用者にかかわります経費360件、8,128万4,000円、認知症対応型の通所介護12件、358万1,000円などを見込んでおります。

16ページ、17ページをお願いをいたします。

次に、3目の施設介護サービス給付費9億653万3,000円につきましては、特別養護老人ホーム2,064件、4億9,882万6,000円、老人保健施設への入所者にかかわります施設サービス給付費1,200件、3億1,143万7,000円、療養型の医療施設へのサービス240件、9,627万円を見込んでおります。

4目の居宅介護サービス等計画給付費1億7,700万円につきましては、毎月作成をいたします介護サービスの計画、ケアプランの費用でございまして、1万5,000件を見込んでいるところでございます。

次の2項介護予防サービス等諸費は、在宅で要支援1、2の要介護認定者へのサービス給付となります。介護予防サービス等の給付費1億920万円につきましては、同じくホームヘルプサービス、デイサービス、訪問入浴、ショートステイ等の給付で4,200件を見込んでおります。介護予防の福祉用具購入費48件は64万8,000円、住宅改修費120件で436万8,000円、これにつきましては、要支援1、2の方を対象とした補助の内容となりまして、補助的な内容につきましては、先ほど申し上げましたものと同じになります。

2目の地域密着型介護予防サービス等給付費462万円につきましては、小規模多機能施設への利用者60件に対します給付でございます。

次に、3目介護予防サービス計画等給付費1,673万2,000円につきましては、ケアプランの作成費で3,930件を見込んでおります。

次に、3項のその他諸費、1目の審査支払手数料499万9,000円につきましては、介護報酬の審査に伴います国保連合会の手数料5万2,620件分の支払いでございます。

4項の高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費4,350万3,000円につきましては、要介護1から5までの要介護認定者が1カ月間において、介護サービスの利用額の1割負担額の上限を超えた場合に給付する負担金としまして、4,560件を見込んでいるところでございます。

2目の高額介護予防サービス等費は24件で2万円、要支援の1、2の要介護認定者にかかわります、先ほどの同じ内容の支給でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

5項の高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費につきましては888万円、要介護認定者の医療保険及び介護保険の自己負担の1年間の合計額が上限額を超えた場合、一般的には56万円になりますが、この場合は負担軽減を図るものとなっております。

次の2目高額医療合算介護予防サービス費4,000円につきましては、対象を要支援認定者となりまして、同じく上限を超えた場合の支給となります。

7項の特定入所者介護サービス等費、1目の特定入所者介護サービス費1億4,276万円につきましては、低所得者層の食費と住居費につきましては、利用者負担限度額を設定するものなど軽減措置にかかわります給付で、4,080件を見込んでいただいております。

2目の特定入所者支援サービス費9,000円につきましては、今と同じ内容になりますが、要支援の1、2の認定者にかかわります食費と住居費の軽減措置の給付でございます。

続きまして、3款の地域支援事業でございます。この地域支援事業につきましては、要介護、要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスとなっております。

001二次予防事業2,109万8,000円につきましては、生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者の把握を努めるとともに、要介護状態になる可能性の高い虚弱高齢者を対象に、口腔機能の向上、運動機能の向上、栄養改善事業や閉じこもり予防事業、これらの事業を実施する内容となっております。

まず、二次予防事業の実態把握事業でございますが、1,302万2,000円でございます。通所で行う各種介護予防事業に794万4,000円、訪問して対応する介護予防及び改善指導事業に13万2,000円の経費を支出したいと思っております。

002一次予防事業1,203万円は、全高齢者を対象に介護予防にかかわります情報の提供、活動の支援、これらを内容とするものでございます。6つの教室や2つの事業を実施し、介護予防に要する普及啓発や、いきいきサロンのような地域における自発的な介護予防に資する活動の育成を行っております。004介護予防事業の嘱託、臨時職員費337万円につきましては、介護予防にかかわります臨時職員1名の人件費となります。

20ページ、21ページをお願いいたします。

2項の1目包括的支援等事業、001包括的支援事業174万6,000円につきましては、高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターが中心となり、地域の関係機関や医療、ケアマネ等の連携を図りながら、高齢者に対する介護、福祉、権利擁護等の相談窓口、またケアマネジャーの研修、権利擁護講演会等を開催していく内容となっております。まず最初に、地域包括支援センターの運営事業に51万9,000円、運営協議会の経費としまして28万1,000円、市内4カ所の在宅介護支援センター運営に72万8,000円、またケア

マネジャーの研修に 8 万 3,000 円、権利擁護事業に 13 万 5,000 円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、002 任意事業につきましては、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、必要な支援を行う内容となっております。まず、介護給付費等の適正化事業 67 万 5,000 円につきましては、介護給付費について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証を行う事業でございます。次に、認知症高齢者対策事業に 47 万円、これにつきましては、認知症の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、認知症サポーター養成講座を開催したり、見守りを実施したりする内容となっております。続きまして、長寿あんしん事業 2,568 万 2,000 円につきましては、地域の高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活が継続できるように、地域の実情に応じた日常生活の支援を行う事業であり、介護相談員の派遣に 20 万 7,000 円、要介護 3 以上の寝たきり高齢者を在宅で介護している家族への慰労金の支給に 301 万 6,000 円、介護用品の支給に 1,293 万 9,000 円、家族介護者の交流会の実施に 18 万円、高齢者の生きがいと健康づくり事業に 144 万円、敬老福祉大会等の実施に 480 万円を計上いたしております。なお、平成 25 年度から新たに介護認定を受けていない 85 歳以上の高齢者の方々に市内の特産品を送り、さらなる健康維持管理と生活習慣病の予防改善を行う高齢者自立応援事業を展開してまいる予定でございます。この費用としまして 310 万円予算計上をさせていただきました。その他事業に 80 万 2,000 円につきましては、市長申し立てにかかわります成年後見人事業及び住宅改修の計画策定支援に 2 万円をそれぞれ計上いたしております。

次の 004 包括的支援事業臨時職員 2 名分 671 万 6,000 円、005 の任意事業の臨時職員 1 名分 367 万 7,000 円及び 006 の任意事業の関係職員 1 名分 477 万円は、それぞれ事業を推進するための人件費でございます。

5 款の 1 目給付準備基金積立金 2 万 5,000 円につきましては、24 年度に交付されました県からの財政安定化基金の交付金を積み立てをしました。その介護保険の準備基金の運用利子を積み立てているものでございます。

6 款の諸支出金、1 項の償還金及び還付加算金、1 目の第 1 号被保険者保険料還付金 65 万円につきましては、過年度の保険料に対します還付金でございます。

次の 2 目第 1 号被保険者の還付加算金、3 目の国庫支出金償還金、22 ページのほうをお願いいたします。

2 項の繰出金、1 目の一般会計の繰出金につきましては、それぞれ存置科目として計上さ

せていただいております。

以上、歳出の合計は36億2,806万2,000円となっております。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味で、14ページの認定調査等費の費用でありますけれども、認定調査員賃金の中に1,200件とありますけれども、この1,200件の内容であります。1回目、2回目、初回とそれから2回目の認定調査の費用が違うと思うんですが、確認の意味で幾らと幾らになるのでしょうか。初回は幾らで、2回目以上は幾らか、教えていただけますか。

○委員長（内藤久歳君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） 認定調査につきましては、1件3,150円ということで、初回、2回目以降も同金額になっております。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 介護認定審査会ですが、介護認定審査会の介護審査会委員が20名でありますけれども、下に介護審査の件数が3,952件とありますが、例年と比較して、前年度と比較してふえているでしょうか、見込みはどうでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 岸部係長。

○介護認定審査会（岸部俊一君） 介護認定審査会の件数ということですが、昨年度、本年度と比較しまして、若干ことしのほうが減ってきている。また、この1月、2月、3月につきましては、例年並で、もどってきている状況です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにありますか。

所管の委員の質疑。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） すみません。20ページの002任意事業、この中に介護保険適正化事業ということで67万6,000円、具体的にどんなふうに適正化で、また職員が何人ぐらいで担当

して、ちょっと事業の内訳を教えてくださいたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） こちらのほうの適正化事業につきましては、主には臨時職員さんのほう1人と、あと正職のほうで0.5人ぐらいが対応をさせていただいております。こちらにつきましては、実際利用されている介護保険のサービス利用が、その方が年3回通知を出させていただいているんですけども、毎月どれくらいかかっている、どれくらいお支払いをしていますということで、事業所等が請求をさせていただいているんですけども、そちらのほうの確認の意味と、どんな利用状況になっているかということを確認していただくための介護給付費の通知を、年3回出させていただいているのと、あと先ほどの認定調査、ばらつきがありますとやはり正しい審査ができないということで、その認定調査表のほうの内容チェックを専門に保健師のほうを雇って、そちらのほうでさせていただいております。あとケアプラン、ケアマネさんたちが立てているんですけども、そちらのケアプランもきちんと立てられているのか、余分なサービスがいないかというようなところの確認のケアプランにつきましても、年間大体200件ぐらいのケアプランを現状確認ということでさせていただいております。一応、そんなふうな仕事のほうを適正管理事業の中でさせていただいております。

○委員長（内藤久歳君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） これ予算ですから、今まで適正化の中で実際に適正化でなかったということが判明したことが何人かあったか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 向山係長。

○介護予防推進係長（向山治子君） ケアプラン等の点検の中では、やはりショートに入っているにもかかわらず、家のほうにベッドが貸し出しされていたりとか、二重でサービスが提供されていたとかというようなことが発見されております。

○委員長（内藤久歳君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） そうしますと、予算が67万ということでございますけれども、今後予算をふやして、もっと適正化に考える、高齢社会の中で、あるいは不公平があってはいけないということの中では、このような考えがあるかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） 平成25年度適正化事業としまして67万5,000円の予算を計上させていただいたというところで、大体前年と同額の程度の予算になりますが、現在のサ

ービスの給付状況からいうと、このくらいの予算規模で適正に事業を進められているのかなというふうに考えています。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味で、第5款の基金ですけれども、介護基金積立金の平成24年度末、また25年度末、どのくらいになるかわかりますか。

○委員長（内藤久歳君） 坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） 平成24年に県のほうから財政安定化基金の関係を還付していただいた状況があります。それが1,959万2,763円、それからこの間、3月補正でも計上させていただきましたが、前期の4期の事業計画の中の譲与分が301万2,417円ございました。合計しますと2,260万5,180円の基金残高が見込まれております。

○委員長（内藤久歳君） 坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） すみませんでした。合計で現在のところ、2,260万5,180円を積み立てられるという見込みを立てております。

○委員長（内藤久歳君） 所管でほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 以上で所管の委員の質疑を終了します。

続きまして、所管以外の委員の質疑を受けます。

ございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 20ページの002の任意事業の長寿あんしん事業ということで、家族介護慰労金支給事業とか要介護の3から5の1人当たり3,000円ということで月310人というふうな中で、前年度から見ると大分人員の見込みが減っているんですけども、そこら辺のところは大丈夫なんですか。例えば、要介護の3から5の3,000円に対して、前年度であれば380人見込んでいたのがことしは310人ということで、月当たりになると70人から減っているということなんだけれども、見込みとしては大丈夫なんですか。

○委員長（内藤久歳君） 白神係長。

○長寿あんしん係長（白神忠広君） 11月現在で予算策定をしたときの実績に基づきまして精査をしております。そして、高齢者を対象ということで、必ずしもその方々がずっと続けて

対象になるのかという形で、多少減っていく面も中にはあります。数的にはこれで十分間に合う予定での予算となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにござひますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 19ページですが、介護予防事業費として3,600万ほど計上してありますけれども、これは当然介護事業の全体だと36億ぐらいですか、大体ね。かかっているのを少しでも減らしていこうという意味合いでこういう介護予防事業をやられていると思うんですが、なかなか難しいでしょうけれども、これをやってどのくらい成果が上がっているか、そういうふうな数字というのはないですよ。もしあったら、あって、どのような人数が減っているとか、介護のほうへ余りかからなくなったとか、そういうふうなことがありましたら、ご答弁いただければなと思ひます。

○委員長（内藤久歳君） 坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） 介護予防事業、各種事業を1次、2次それぞれ行いまして、おおむね3,200万程度事業費をかけまして予防を行っているということでござひますが、どうしてもその成果というものが实际的に数字ではなかなかはかり知れない、またその効果的なものがその翌年度にすぐ出てくるかいうと、またこれもちょっと非常に難しいところがございます。それとあと、高齢者の対象者もどんどんふえているという状況の中で、相関関係が出てくるというようなことで、数的にはうちのほうもはっきりとした数字は把握はしてありませんが、効果的な事業になるような努力を市民にもお知らせしながら実施をしていきたいというふうにご考えていますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 当然、今、課長がおっしゃったように、なかなか数字としてつかむのは大変でしょうけれども、ただ予算計上する場合に、どういう予防事業が効果があったかぐらいは検証していかないと、その予算を会計するときには必要になってくるんじゃないかと思ひます。大変難しいことなんでしょうけれども、予防事業というのは、今質問させてもらっているのは、これは僕は非常に重要な部分だと思ひますので、よく検証して、これが効果があるような予算立てをしていただければな。よろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 要望でよろしいですね。

ほかにござひますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管以外の委員の質疑を終了します。

傍聴議員はよろしいですか。

以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第26号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計予算について、順次、討論、採決を行います。

本案に対する討論はありますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 日本共産党甲斐市議団、22番の樋泉でございます。

議案第26号 平成25年度甲斐市介護保険特別会計予算の反対討論を行います。

本予算は、第1号被保険者の保険料を一昨年19.5%引き上げたまま据え置かれており、平均年額4万9,200円を9,600円引き上げて5万8,800円のまま据え置かれた予算であります。標準総給付費の第1号被保険者の保険料負担が、20%から21%へ1%負担割合がふえているのも、保険料の増額の原因になっていると思います。

また、介護報酬の引き上げも3%の報酬引き上げでは、介護現場の労働者の低賃金の改定にはならず、逆に介護保険料の値上げに連動する仕組みになっております。さらに、本来一般会計の福祉費で手当てされる予防給付費や地域支援事業が、介護保険会計に組み込まれているのも、保険料の引き上げの要因になっております。

甲斐市も国の基準に沿っての予算組み立ても納得できないところであります。また、介護保険は地方自治法の地方自治事務であり、法的な拘束力はないと政府は認めておりますが、保険料、利用料が高いために、こうした立場から自治体独自に軽減、減免制度を導入している自治体も、全国では3割以上に及んでおります。低所得者や年金生活で厳しい暮らしを強いられている、特にここ年金を3年間で2.5%引き下げる状況の中では、十分高齢者の生活実態を考慮して25年度に反映されるべきであります。その努力が足りないという部分に考え、残念であります。

自治体にも問題がありますが、国の負担割合を25%から30%に引き上げるだけで、保険料を引き上げずに済みます。今後政府に介護保険制度の改善を強く要求するとともに、本市の介護保険料、利用料の引き下げに力を注ぐことを期待して、反対討論といたします。

○委員長（内藤久歳君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

討論はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○委員長（内藤久歳君） 着席してください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

次に、議案第27号 平成25年度甲斐市介護サービス特別会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

坂本課長。

○長寿推進課長（坂本太久己君） それでは、引き続きまして、平成25年度の介護サービス特別会計の予算のほうを説明させていただきます。

議案書につきましては、97ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号 平成25年度甲斐市介護サービス特別会計予算について説明をさせていただきます。

平成25年度の介護サービスの特別会計の当初予算総額は、歳入歳出それぞれ1,717万3,000円と定めるものでございます。

予算の説明書は280ページになります。予算の審議資料につきましては34ページ、あわせて、予算の参考資料ナンバー5の資料につきましては23ページとなりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

まず、1款のサービス収入、1項の予防給付費収入1,673万1,000円につきましては、甲斐市地域包括支援センターが行います介護保険要支援の1と2の方々のケアプラン作成業務にかかわります国保連合会からの収入でございます。内訳につきましては、新規の申請者、初回の介護報酬単価1件7,120円でございますが、これを180件で128万1,600円、また2回目以

降の更新者、介護報酬単価、これが4,120円になりますが、この4,120円を3,750件、1,545万円、この合計額3,930件分を収入として見込んでいるところでございます。

2款の繰入金、1項の一般会計繰入金43万9,000円につきましては、この業務にかかわります職員の給与等の一般会計からの繰入金で、一般職員1人の人件費の一部となっております。

3款の繰越金1,000円につきましては、平成24年度の決算に備えまして存置ということで計上させていただいております。

次の4款諸収入、1項の預金利子1,000円及び2項の雑入1,000円につきましても、存置として計上をお願いをしたいと思います。

以上、歳入合計が1,717万3,000円でございます。

続きまして、歳出のほうをご説明をさせていただきます。

予算説明書につきましては282ページ、予算参考資料は、先ほど申しました23ページとなります。予算参考資料のほうでご説明を申し上げます。

1款の総務管理運営事業につきましては1,173万8,000円、001の介護予防のケアマネジメントにかかわります職員の1人分562万6,000円、002の臨時職員2人分につきましては594万6,000円のそれぞれ人件費、003の事務消耗品等16万6,000円で、それぞれの支出を計上させていただきました。財源の内訳につきましては、居宅支援のケアプランの作成収入費1,129万9,000円、職員給与費等の繰入金で43万9,000円、合計1,173万8,000円をそれぞれ予算充当させていただいております。

2款の事業費、001居宅介護支援事業543万3,000円につきましては、要介護認定者のうちの要支援1と2の方々のケアプランにつきまして、作成総件数3,930件、これが非常に多いということで、このうちの約3割を民間の事業所に作成委託するための委託料でございます。内訳は初回の介護報酬単価、先ほど申しました7,120円を86件で61万2,320円、2回目以降の介護報酬単価4,120円の作成委託料1,170件、これを482万420円、合計で1,256件分の委託を見込んでおります。委託先につきましては、指定の研修を受けましたケアマネジャーがいる民間の居宅介護支援事業所で行います。甲斐市内外のおおむね28カ所程度を予定しております。財源内訳につきましては、介護支援のケアプランの作成収入543万1,000円、預金利子等の諸収入2,000円を、それぞれ充当をいたしております。

3款の諸支出金、1項の償還金1,000円につきましては、償還金が生じた場合に備えまして存置として計上させていただきました。

同じく2項繰出金1,000円につきましても、本会計で繰り越しが生じた場合の一般会計へ繰り入れるための存置科目でございます。

以上、歳出総額、歳入と同額の1,717万3,000円で予算計上をさせていただきました。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

所管は厚生環境常任委員会です。

所管の委員の質疑を受けます。

何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですね。

所管がないようですので、所管以外の質疑を受けます。

何か質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第27号 平成25年度甲斐市介護サービス特別会計予算について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

ここで暫時休憩をいたします。

55分から再開をいたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時52分

○委員長（内藤久歳君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第24号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入一括・歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

まず、歳入について一括で説明を受けます。

安藤保険課長。

○保険課長（安藤佳俊君） それでは、国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

予算説明書の173、174、175ページの総括表をお願いいたします。

平成25年度の歳入歳出予算の総額は、76億9,271万2,000円であります。

歳入としましては、国保税、前期高齢者交付金や国庫支出金等であります。歳出につきましては、保険給付費や後期高齢者支援金等を計上しております。国保税率につきましては据え置きで予算化しておりますが、今後の医療費の伸びや補助金の動向を見きわめてまいりたいと考えております。

それでは、歳入についてご説明いたします。

予算説明書の176、177ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税ですが、まず現年度分としまして、1節医療給付費分が12億275万5,000円、2節後期高齢者支援金分が3億1,490万円、3節介護納付金分が1億2,972万4,000円です。滞納繰越分につきましては、4節医療給付費分が1億1,914万4,000円、5節後期高齢者支援金分が2,781万5,000円、6節介護納付金分が1,829万8,000円です。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税ですが、現年分といたしまして、1節医療給付費分が1億54万9,000円、2節後期高齢者支援金分が2,628万9,000円、3節介護納付金分が2,852万3,000円であります。滞納繰越分につきましては、4節医療給付費分が424万9,000円、5節後期高齢者支援金分が108万7,000円。

次のページへいきまして、6節介護納付金分が131万7,000円であります。25年度の収納率

につきましては、現年度分88.75%、滞納繰越分につきましては18.8%を見込んでおります。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目手数料ですが、督促手数料といたしまして150万円、証明手数料としまして1,000円を計上しております。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金であります。この療養給付費等負担金につきましては、国が負担する補助金の中で最も多額になるもので、一般被保険者の療養給付費の約32%が交付されるものであります。この負担金の現年度分につきましては12億4,220万5,000円、過年度分につきましては1,000円を存置として計上しております。

次に、2目高額医療費共同事業負担金3,985万2,000円ですが、高額な医療費、レセプト1件80万円以上の医療費に対しまして、国県それぞれが拠出金の4分の1を負担するものであります。

3目特定健康診査等負担金948万9,000円につきましては、内訳といたしまして、特定健康診査負担金845万5,000円、特定保健指導負担金103万4,000円です。生活習慣病予防のために特定健康診査等にかかる経費に対する国からの負担金であります。

次に、180、181ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、市町村の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、1節普通調整交付金3億4,301万9,000円、特別な事情がある場合に交付されますのが、2節特別調整交付金で2,600万円でございます。

次に、3目出産育児一時金補助金につきましては、平成24年4月以降の出産については補助対象外となりましたので、1,000円を存置として計上しております。

次に、4目高齢者医療制度円滑運営事業補助金1,000円につきましては、70歳から74歳までの医療機関の窓口負担が1割に軽減される暫定制度に対しまして、高齢者受給者証の発行にかかわる経費に対する補助金ということで、存置で計上しております。

次に、4款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分3億4,823万2,000円ですが、退職被保険者の保険給付費の財源として支払基金から交付されるものであります。2節過年度分については、1,000円の存置を計上しております。

次に、5款1項1目前期高齢者交付金18億3,400万円ですが、65歳から74歳の方の保険者間の医療負担の不均衡を調整するための制度ですが、65歳から74歳の前期高齢者が少ない社会保険等から納付金を納めていただいたものから、被保険者が多い国保のような保険者に対して逆に交付されるような交付金であります。

182、183ページをお願いいたします。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金3,985万2,000円につきましては、高額な医療費、これもレセプト1件80万円以上のものにつきまして、国県がそれぞれ拠出するという、先ほどの国の拠出金と同様、県のほうで4分の1を負担するものであります。

次に、2 目特定健康診査等負担金ですが、特定健康診査負担金が845万5,000円、特定保健指導負担金が103万4,000円、20年度から保険者に義務づけられました特定健診等にかかる経費に対する県の負担金であります。

次に、2 項県補助金、1 目老人医療費対策費補助金729万円、それから2 目乳幼児医療費対策事業費補助金259万1,000円及び3 目ひとり親家庭医療対策事業費補助金307万2,000円、もう一つ、4 目重度心身障害者医療対策事業費補助金3,941万3,000円につきましては、県単独事業としまして医療費の自己負担分の窓口無料化等を実施しておりますが、国では、この窓口無料化等を実施することにより、医療費が増加した分については国庫補助の対象とならないことから、それを補填するために、県においてその減額分の2分の1を県補助金として交付されるものであります。残りの2分の1については、一般会計から繰り入れをいたします。

次に、5 目都道府県調整交付金 3 億4,815万9,000円につきましては、市町村の財政力の不均衡を調整するために県から交付されるものであります。

続きまして、184、185ページをお願いいたします。

7 款1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金 1 億8,763万9,000円ですが、高額医療費が国保財政に与える影響を緩和するために、国保連合会を実施主体として行われておりますレセプト1件80万を超える高額な医療費の再保険事業であります。市町村から拠出金を徴収し、それを平準化して市町村にまた交付するものであります。

次に、2 目保険財政共同安定化事業交付金 6 億9,152万4,000円につきましても、同じように高額医療共同事業交付金と同じような制度でありまして、これにつきましては、レセプト1件30万から80万の医療費を対象としておりまして、市町村からの拠出金を、高額が多かった市町村に平準化して交付するものであります。

次に、8 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金13万2,000円ですが、財政調整基金の運用利子であります。

次に、9 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分とし

まして2億4,997万9,000円ではありますが、これは低所得者に対します保険税の軽減分を一般会計から補填し、繰り入れるものであります。2節保険基盤安定繰入金保険者支援分5,224万7,000円につきましては、これも保険税軽減策といたしまして、低所得者の数によりまして、市町村の財政基盤強化策として繰り入れをするものであります。次に、3節職員給与費等繰入金1億1,118万6,000円につきましては、職員9名分の人件費と事務費を繰り入れてあります。4節出産育児一時金繰入金3,759万9,000円につきましては、1件当たり42万円の出産育児一時金の135件を見込みまして、その3分の2につきまして一般会計から繰り入れをするものであります。

186、187ページをお願いいたします。

5節財政安定化支援事業繰入金1,893万2,000円につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するために、保険者に対する支援措置として繰り入れをするものであります。6節その他の繰入金5,813万6,000円につきましては、県単独事業であります重度心身障害者医療対策事業や、市の単独事業であります子ども医療費助成事業の窓口無料化等の事業を実施しておりますが、国では、この窓口無料化等を実施することで、医療費が増加した分については国庫補助の対象とならないことから、その減額分の2分の1、先ほど2分の1が出ましたが、残りの2分の1を一般会計から繰り入れをするものであります。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、1,000円を存置として計上してございます。

次に、10款1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金1,000円につきましては、前年度の交付金の確定によります翌年度の返還金といたしまして、存置として1,000円を計上しております。2目その他の繰越金1,000円につきましては、前年度の繰越金で存置としての計上であります。

次に、11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金1,000万円。

次の188、189ページに移っていただきまして、2目退職被保険者等延滞金1,000円は、納期限を過ぎた国保税に対します延滞利子になります。3目一般被保険者加算金1,000円、4目退職被保険者等加算金1,000円、5目過料1,000円につきましては、存置であります。

次に、2項雑入、1目滞納処分費1,000円についても、存置として計上してございます。

次に、2目一般被保険者第三者納付金600万円、3目退職被保険者等第三者納付金1,000円につきましては、交通事故等によりまして、第三者がある場合に、原則として国保は使用できないんですが、被保険者への利便を図る上で一時的に保険証の使用を認め、後から損害保険会社等から医療に要した経費を国保会計へ戻すものであります。次に、4目と5目の一般

被保険者返納金50万円、退職被保険者等返納金1万円につきましては、国保の資格を喪失した後に国保で診療を受けてしまった場合の返納金であります。6目雑入につきましては、1,000円の存置として計上しております。

歳入につきましては以上であります。よろしくお願いたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 1款の国保税のところでございますけれども、平成24年度と比較いたしまして、平成25年度は1,195万5,000円の減であります。対前年比ということになりますと、本算定とか決算なんかありますけれども、とりあえず本算定時、平成24年6月の時点と比較しまして、1人当たり、世帯当たりの平成25年度の予算の金額は、対前年比でどのくらいになっているのか、算定をしておったら教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 三井係長。

○国民健康保険係長（三井美樹君） 25年度の当初予算値の算定ですが、1世帯当たり17万7,532円、1人当たり9万9,419円で、24年本算定時と比較しますと、1世帯当たりでは約2,600円ほど減、1人当たりでは約550円ほど減になっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ついでに、滞納のほうですけれども、平成24年度、25年度は今からですけれども、滞納世帯をどのように見ているか、数字でわかりましたら、この滞納世帯が24年度どのくらいで、25年度どのくらいになるのか、直近でいいですから教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 三井係長。

○国民健康保険係長（三井美樹君） 24年度実績ですが、滞納世帯では2,067世帯、全体の世帯18.1%ほどとなります。25年度はあくまでも見込みですが、うちのほうでは1,950世帯くらいと見込んでおります。あくまでも、これが見込みです。

以上です。

〔「25年度、もう一度いいですか」と呼ぶ者あり〕

○国民健康保険係長（三井美樹君） 25年度は1,950世帯ほど。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ついでに、24年度の滞納額の見込み額、どのくらいなのか教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 三井係長。

○国民健康保険係長（三井美樹君） 滞納額の25年度の過年度予算として、調定額としては1億7,000万ほど見込んでおります。24年不納欠損等をして、その残りをそのまま調定として25年に見込む予定なので、24年度の決算見込みとしての未納額は、1億7,000万ほどを見込んでおります。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今までの滞納額総額ですけれども、どのくらいになりますか。

○委員長（内藤久歳君） 飯沼係長。

○管理係長（飯沼秀司君） 滞納繰越分の2月末現在の調定額が9億5,400万円程度でございまして、収入済額が1億8,300万円となっております。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今までの滞納総額というのは1億7,000万円ということですか。そのうちの収納が幾らとか、そんなことでいいのかな。よくわからんけれども、今までの累計の滞納総額は幾らですか。

○委員長（内藤久歳君） 三井係長。

○国民健康保険係長（三井美樹君） 申しわけありません。今までの滞納総額、過年の今現在の調定金額とすると9億5,400万です。そのうち収入済額が1億7,000弱です。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 24年度の収納率の見込みは、先ほど89.2%と。何%になる予定かな、見込みかな。

○委員長（内藤久歳君） 三井係長。

○国民健康保険係長（三井美樹君） 24年の現年の収納率の見込みは88%を見込んでおります。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 収納率が非常に気になるんですが、年々こう比較しまして、22、23、24年度、また25年度も含めて、収納率の増減ですが、どんな傾向でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 花田課長。

○収納課長（花田茂美君） お答えいたします。

本市、16年9月に合併いたしまして、1年通年の予算ということになりましたのは、御存じのとおり、17年度ということになりますので、国民健康保険税の収納率の推移についてお答え申し上げます。

収納率で申し上げますと、17年度が64.9%、18年にいきますと65.11%、0.19%のアップという状況でございました。続きまして、19年度につきましては64.49%、0.62%の減という状況でございました。20年度に移りますと60.95%、3.54%の減という状況でございました。21年度61.87%で0.92%の増、22年度63.82%で1.95%の増、23年度決算が65%ちょうど、今申し上げているのは対前年比の増加の率、減の率で申し上げますが、1.18%の増という状況でございました。今お答えしましたように、21年度からは、それまで押しなれば収納率が下がっていたものが、21年度からは好転してきたと、若干ではあっても好転したという状況でございます。

これの主な原因は、御存じのとおり、徴収対策を充実するという事の中で収納課を組織したということが、一番大きなアップの要因ではないかと思っております。

以上であります。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 収納課の皆さんのご努力は大変だと思うんですが、市民の皆さんも大変収入が減って、出すものが多いという中で生活苦が続いているわけで、ぜひひとつ頑張ってください、相談にも乗りながら収納率アップをお願いをしたいなと思っておりますけれども、私の調査によりますと、甲斐市の総所得の200万円くらいの世帯で全県的に見ますと、ちょっと古いデータで申しわけないんですが、2012年6月の時点でありますけれども、1位が甲斐市になっている。これは保険料ですが、40万3,800円、次が甲府市で38万5,910円、笛吹市が3番目で37万2,300円、また所得300万円ぐらいの世帯で夫婦、子供2人ですけれども、やはり甲斐市が高いですね。1位で52万7,000円、甲府市が52万2,510円、笛吹市が47万7,300円と、若干間違っているところもあるかもしれませんが、私の記憶でありますので。ということで、若干、甲斐市の保険税が高いのかな、それも収納率をアップさせる上で障害になっているかな、そんなふう思うんですが、ぜひそこら辺も大いに検討しまして頑張ってくださいと、こんなふう思います。部長さん、いかがでございませうか。

○委員長（内藤久歳君） 長田部長。

○市民部長（長田 修君） 樋泉委員さんから一般質問等でも同様のご質問をいただいている

ところですがけれども、やはり医療費と連動しているものですから、税につきましては。それから、一般会計からの繰り入れの多い少ないというふうなことも、市町村によって違うと思いますので、それら要因がいろいろとあると思うんですけれども、今、議員さんのほうからご指摘ありましたように、一生懸命努力して、なるべく税が上がらないようにというふうには努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに所管でございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 182ページ、2項の中に都道府県調整交付金がございますが、これが大変9,100万ばかりふえているんですが、こういうものは実際にはこういう算定と、それとふえたほうがいいのか、そうでないほうがいいのか、その辺の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 三井係長。

○国民健康保険係長（三井美樹君） この県の調整交付金につきましては、先ほども課長が申したとおり、市町村の財政力の不均衡を調整するための交付金でありまして、財政力とか被保険者数、年齢層等によって数々の計算式によって算定されるものです。

まず、収納率が現年と過年で0.01と少しでも上がれば、それについても交付金がいただけることでして、これについては、うちのほうでは交付金、補助金が入ってきていただいたほうが、それだけ財政の経営安定化につながっていくと思うので、いただけるものは、そのまま収納率向上とともに、いただいきたいと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにないですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 出産育児一時金のことをお伺いします。

先ほど国から補助金がなくなって、そして繰入金で3分の2、あとは一般会計の残りというお話があったんですが、これは今までも1年ごとにずっと国でも延ばし延ばし来て、20年でなくなって25年度予算ですが、これが見通しとしてはなくなることはないと思うんですよね。要するに、利用者が負担するようなことはないと思うんですけれども、その辺の国から何かそういったについて何かないでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） この国の補助金につきましては、平成20年10月に出産育児一時金が38万から42万円の値上げをしたときに、少子化対策等としまして4万円のうち半額2万円を国で補助しようということで、21、22年度に2万円の補助金が出まして、23年度分からは1万円と、24年度分からは補助はなくなったというような経過であります。その値上げ分についての暫定的な措置だった補助金であります。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そこまではわかったんですが、今後のことについてちょっと聞きたかったんですが、全く見通しなしですか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 出産育児一時金に対します国の補助としまして、今のところ、ほかに補助するというような見込みは聞いておりません。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） このことは、やはり少子化対策の一番の柱になってきますので、ぜひ国のほうに強く金額、定期的に安定した資金で補助するよというのを強くまた訴えていただきたいと思います。要望です。

○委員長（内藤久歳君） ほかに所管でございますか。
よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 以上で所管の質疑を終わります。

続きまして、所管以外の委員の質疑を受けます。何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですね。

ないようですので、所管以外の委員の質疑を終わります。

次に、歳出について一括で説明を受けます。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） それでは、歳出についてご説明いたします。

予算説明書については190、191ページからになります。説明としまして、予算参考資料ナンバー3の7ページから見ていただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですが、財源内訳としまして、国県支出金については、国の高齢者医療制度円滑補助金であります。その他につきましては、一般会計

からの繰入金となっております。001総務管理費関係職員費6,471万6,000円につきましては、国保担当職員9人分の人件費であります。003一般管理費2,574万円につきましては、資格、保険給付費に要する事務費であります。

次に、1項総務管理費、2目001連合会負担金283万7,000円につきましては、財源内訳としまして、その他財源としましては、一般会計からの繰入金であります。この負担金につきましては、国民健康保険団体連合会への負担金となります。

次に、2項徴税費、1目賦課徴収費の財源内訳としまして、その他財源につきましては、一般会計からの繰入金であります。002賦課徴収関係嘱託、臨時職員279万6,000円につきましては、収納課に所属します徴収嘱託員3名の能率給分でありまして、国保税の徴収に関するものであります。003賦課徴収費1,068万2,000円につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に関する事務費であります。

次に、3項1目001運営協議会費22万5,000円につきましては、財源内訳は、その他財源につきましては、一般会計からの繰入金であります。内容としましては、国民健康保険運営協議会委員18名の報酬と、その事務費となります。

次の8ページをお願いいたします。

2款保険給付費ですが、国保会計におけます歳出の大部分を占める医療費の歳出で、全体としまして、初めて50億円を超えた予算計上となりました。

1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費40億9,150万円ですが、財源内訳としましては、国県支出金としまして国の療養給付費等負担金、その他財源としまして、前期高齢者交付金等であります。事業の概要につきましては、一般被保険者に対します保険給付費で、医療費のうちで約7割を給付するという給付であります。

次に、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費3億1,584万円につきましては、財源内訳のその他財源としましては、療養給付費等負担金であります。退職被保険者等に対する給付費であります。

次に、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費6,300万円につきましては、財源内訳としまして、国県支出金の調整交付金等であります。その他財源としまして、これも一般会計からの繰入金を充てております。事業の内容としましては、一般被保険者に対します補装具等療養給付費で、コルセット、針、きゅう、柔道整復師等の医療給付費となります。

2款保険給付費、1項療養諸費、4目退職被保険者等療養費540万円につきましては、財源内訳としまして、その他財源が療養給付費等交付金であります。退職被保険者に対する給

付となります。

次の9ページをお願いいたします。

1項療養諸費、5目審査支払手数料1,730万8,000円につきましては、診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査支払手数料であります。

次の2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費5億3,460万円につきましては、財源内訳としまして、国県支出金の国の療養給付費等負担金、その他財源としまして、前期高齢者交付金等を充てております。事業の概要としましては、一般被保険者の医療費の自己負担限度額を超えた分の高額療養費の給付費というものであります。

次に、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費の3,396万円につきましても、退職につきましても財源内訳、その他財源としまして療養給付費等交付金であります。これも退職被保険者に対する給付であります。

2項高額療養費、3目一般被保険者高額介護合算療養費80万円につきましては、1年間の国民健康保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた分の給付となります。

次の10ページをお願いいたします。

2項高額療養費、4目退職被保険者等高額介護合算療養費20万円につきまして、先ほどと同じく、これが退職被保険者に対する給付となります。

次に、3項移送費、1目一般被保険者移送費10万円につきましては、医師の指示によりまず一時的な、あるいは緊急的な移送費用にかかったものに対して支給されるものであります。

3項移送費、2目退職被保険者等移送費10万円につきまして、同じく退職被保険者に対する給付となります。

次に、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金5,640万円につきましては、財源内訳としまして、国県支出金の出産育児一時金と、その他財源としまして、一般会計からの繰入金、歳入でご説明したとおりであります。事業の概要につきましては、出産育児一時金135件を想定しております。

次の11ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費、2目支払手数料2万9,000円につきましては、出産育児一時金の支払手数料で、保険者が医療機関の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るために、出産育児金を直接医療機関に支払うための制度にかかわる手数料となります。

次に、5項葬祭諸費、1目葬祭費650万円につきましては、葬祭費1件5万円掛ける130件分を計上しております。

3款1項1目後期高齢者支援金10億4,704万5,000円につきましては、財源内訳としまして、国県支出金の国の療養給付費等負担金と、またその他財源としまして、一般会計からの繰入金金を充てております。後期高齢者医療制度への支援金となります。

次に、1項後期高齢者支援金、2目後期高齢者関係事務費拠出金9万円につきましては、先ほどの療養給付費に対しまして、こちらのほうは事務費として支援するものであります。

12ページをお願いいたします。

4款1項1目前期高齢者納付金176万1,000円であります。歳入のほうでは18億円ほど歳入を見込んでおりますが、歳出のほうは176万1,000円ということで、保険者間の前期高齢者の偏在による不均衡を調整するための納付金として、甲斐市が支払うものであります。

1項前期高齢者納付金、2目前期高齢者関係事務費拠出金8万1,000円につきましては、先ほどの前期高齢者納付金の事務費に関する分であります。

次に、5款1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金1,000円ありますが、制度が廃止になりました老人保健法に関する平成19年度までの老人保健制度の医療費分で、おくられて請求されてきた分に対する拠出金として計上しております。

次に、1項老人保健拠出金、2目老人保健事務費拠出金5万1,000円につきましては、老人保健医療費拠出金にかかわる事務費分となります。

次の13ページをお願いいたします。

6款1項1目介護納付金4億5,965万2,000円につきましては、財源内訳の国県支出金として、国の療養給付費等負担金等であります。また、その他財源につきましては、一般会計からの繰入金であります。介護保険に対する納付金となります。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金1億5,940万9,000円につきましては、財源内訳としまして、国県支出金、国県の高額医療共同事業負担金、その他財源としまして、高額医療費共同事業交付金であります。事業の概要としましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の再保険事業でありますして、市町村からの拠出金を徴収し、それを平準化しまして市町村に交付金として交付されるというものであります。

1項共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金6億8,836万5,000円につきましても、財源内訳としまして、その他財源は保険財政共同安定化事業交付金、事業概要としましては、レセプト1件30万円以上80万円未満の医療費の再保険事業として拠出金を出します。先ほどと同じような性格の拠出金であります。

次に、1項共同事業拠出金、3目その他の共同事業事務費拠出金1万円につきましては、

財源内訳としまして、その他財源、一般会計からの繰入金でありまして、退職被保険者リストの作成費用の拠出金となります。

14ページをお願いいたします。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、財源内訳としまして、国県支出金の特定健康診査負担金であります。001特定健康診査費5,680万5,000円につきましては、特定健康診査にかかわる事業費で、高齢化の進展に伴いまして全体に占めます生活習慣病の割合が増加し、医療費の4割を占めるまでになっておりますので、その病気の予防や早期発見を目的にし、健康診査を実施しており、その事業費となります。002特定保健指導費376万8,000円につきましては、特定保健指導にかかわる事業費で、先ほどの健康診査の結果によりまして指摘がある方に対しまして、保健指導にかかわる事業費であります。

次の2項保健事業費、1目保健衛生普及費52万1,000円につきましては、財源内訳はその他財源としまして、一般会計からの繰入金であります。これは国保だよりの作成に使用しております。

次に、2項保健事業費、2目疾病予防費648万5,000円につきましては、この財源内訳につきましても、その他財源は一般会計からの繰入金でありまして、事業につきましては、医療費通知共同電算委託料、医療費及びジェネリック算出通知を年6回発送する事業の事務費であります。

次に、9款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金13万2,000円につきましては、財源内訳としまして、その他財源の基金の預金利子によります積立金であります。

15ページをお願いいたします。

10款1項公債費、1目利子105万9,000円につきましては、一時借入金にかかわる利子であります。

次に、2項1目広域化等支援基金償還金1,424万3,000円につきましては、調整交付金返還にかかわる広域化支援基金償還金でありまして、平成14、15年度の調整交付金の過大交付に対しまして返還金としまして返還をするために、県の広域化等支援基金貸付金から借用した分に対しまして償還金であります。21年から29年の9年間で償還する予定であります。

次に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金1,000万円につきましては、一般被保険者に対しまして過年度保険税還付金で、過去にさかのぼって資格を喪失した場合に、納付済みの国保税を還付するものであります。

1項償還金及び還付加算金、2目退職被保険者等保険税還付金50万円につきましては、退

職被保険者に関します同様の過年度分の保険税還付金となります。

16ページをお願いいたします。

1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金1,000円につきましては、財源内訳を前年度繰越金で、内容につきましては、24年度の国庫負担金等の確定に伴う償還金としまして、存置として計上しております。

次に、12款予備費1,000万円につきましては、医療費等の予測しがたい支出に対しまして備えて計上しております。

合計で76億9,271万2,000円、国庫支出金が21億1,043万4,000円、その他財源35億8,962万8,000円、一般財源が19億9,267万円となっております。

以上で歳出の説明を終わります。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

所管の委員の方の質疑を受けます。何かございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 1 款総務管理費のところでございますが、全般的にかかわることでもありますけれども、まず、国保の加入世帯数、先ほどちょっと若干触れましたけれども、平成25年度国保加入世帯数はどのくらいの世帯数になるのか。4月1日現在でどれぐらいでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 三井係長。

○国民健康保険係長（三井美樹君） 25年2月末現在ですが、世帯数1万1,402、被保険者数2万323になっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） このうち正規の保険証を発行している世帯数というのはどれぐらいですか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 2月末におきまして、正規の保険証としまして、世帯数としまして1万368世帯、人数としまして1万8,391名、それから短期証としまして、短期証の発行は534世帯、1,093名、資格証につきましては33世帯、42人に発行しております。

〔「委員長、ごめんなさい、もう一度。短期保険証が何、世帯数でいくと」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） もう一度繰り返します。

短期証が、世帯としまして534、人数としまして1,093名、次に、資格証も、もう一度繰り返します。33世帯、人数としまして42名。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そのうちあれですか。短期保険証も未渡し分というのがあるんですが、いわゆる窓口で置きどめ、滞納置きというのがあるんですが、そういうのがあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 今交渉に応じないで渡すことができないというような未渡し者、世帯としまして467世帯、人数としまして797名であります。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 子供に対しての短期保険証は、例えば資格証を持っていても、短期保険証を持っていても発行していると思うんですけども、それでいいんですね。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） そのとおり発行しております。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つ、平成24年度の高齢者の受給者証ですが、この高齢者の受給者証の対象は71歳から74歳までの間の方でよろしいでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 70歳になったときから74歳までです。

〔「70歳から74歳までですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成24年2月ですか、発行はどのくらい発行されているんでしょうか。細かいことで申しわけないですね。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） すみません。後でご報告させていただきます。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先日、平成25年度の国民健康保険の被保険者証が配布をされたんです

が、同時にまた国民健康保険高齢者受給者証も、それでも誕生日に、要するに発行される、これいつ発行されるのでしょうか。どういう時期に発行されるんですか。70歳から74歳までですけれども、70歳になった誕生日以後に発行されるということでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 一月分ずつ誕生日のあった人の翌月に発行しております。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 私の知っている方で、普通の保険者証はこういう小さいんですが、ところが、高齢者の受給者証は大きいでしょう、倍以上ですよ。これ非常に持ちづらいと。こっちはいいんですけれどもね、財布の中に入れてなくさない。だけれども、高齢者受給者証については、大きいので折りたたんで破れたり、それからまたいろいろと支障が出ているようではありますが、この改善については何か考えていませんか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） システム的にも問題がありまして、また国のほうでもマイナンバー制度とか、またこういう医療、年金、福祉等のカードを一括してつくるような予定がありますので、そういうことを含めまして検討しながら進めていきたいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） マイナンバーもいいですがね、とりあえずやはりそれなりに努力すればできないことはないと思うんです、この小さいの。かえって経費がかからないんじゃないですか。ですから、改善できるところは改善すると、ことしから。というふうにしてもらいたいんですが、いかがですか。マイナンバーはまた後でいいや。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） システム改修等もありますので、関係課等といろいろ調整して検討したいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですね。

所管ではかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 7ページ、賦課徴収費の中、これは徴収関係嘱託、臨時職員費ということで、徴収嘱託員3人、能率給分とあります。この徴収嘱託員、年齢的とかあるいは男女別にちょっと教えていただけませんか。

○委員長（内藤久歳君） 花田課長。

○収納課長（花田茂美君） お答えいたします。

一般会計のほうで収納課の分でも徴収嘱託員3名ということで予算のほうをお願いしたところでございますが、年齢構成でいいますと、50代後半ぐらいの者が3名となっております、男性1名、女性2名の3名という内容でございます。

○委員長（内藤久歳君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 今の能率給はどんなふうになっていますか。

○委員長（内藤久歳君） 花田課長。

○収納課長（花田茂美君） 月々で締めておるわけなんでございますが、国民健康保険税については、徴収額の5%を能率給ということで記憶しております。

○委員長（内藤久歳君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 3名ということで、また女性が入っているということで、その中で比較的には嘱託員としてはどうですかね、間に合っていますかね、その辺を。

○委員長（内藤久歳君） 花田課長。

○収納課長（花田茂美君） 本来、御存じのとおり税は義務でございますので、自主納付が建前でございます。徴収員に徴収してもらっております対象者については、分納誓約を締結する中で月々の支払い額を決めていただいて、その額について徴収員が市税、国保税それぞれ徴収に歩いているということでございまして、順次、その対象者については、ご高齢で納税するのに足がないとか、そういう人を原則という考え方をしております。年々対象者数、総体では減ってきておりまして、1人当たり今3名、新年度も3名でお願いするんですが、1人当たりの受け持ちは100人程度、月に100人ということで現状、課題等は生じておりません。

○委員長（内藤久歳君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） その下にあります003賦課徴収費ということで、これ具体的にどういう内訳で、事務費として1,006万円ほど出ているわけですけども、もし、ただ内訳をちょっとお願いしたいと思うんです。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） まず、消耗品としまして、ファイルとか等の事務用品、消耗品が12万1,000円、印刷製本費、通知書印刷、また台帳の印刷等に関しまして206万7,000円、あと通信運搬費、郵送料としまして355万1,000円、あと、次に委託料としまして201万円を計上しております。

○委員長（内藤久歳君） 三浦委員。

- 委員（三浦進吾君） その委託料は、嘱託員のほうには該当しないんですね。
- 委員長（内藤久歳君） 安藤課長。
- 保険課長（安藤佳俊君） 通知書の印刷等の委託料でありまして、徴収員の経費とは全く別であります。
- 委員長（内藤久歳君） よろしいですか。
所管、ほかにはないですか。
よろしいですか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（内藤久歳君） 以上で所管の質疑を終わります。
続きまして、所管以外の質疑を受けます。
何かございますか。
松井委員。
- 委員（松井 豊君） 14ページの一番上ですが、特定健診審査のところで医療費の4割を占めるという話でしたけれども、疾病名をちょっと参考に教えてください。
- 委員長（内藤久歳君） 安藤課長。
- 保険課長（安藤佳俊君） 生活習慣病としまして、一番大きなものが糖尿病、あるいは高血圧、高脂肪症によるものでありまして、そういう原因から糖尿病、あるいは高血圧症、がんですね。また、脳溢血等の脳の障害、あるいは循環器系の障害が多く発生するわけでありませう。
- 委員長（内藤久歳君） よろしいですか。
ほかにありますか。
松井委員。
- 委員（松井 豊君） 一番、糖尿病が出たんですが、糖尿病の場合、食事指導やなんかもかなり必要だと思うので、そういう面での何か具体的にやられていることありますか。
- 委員長（内藤久歳君） 安藤課長。
- 保険課長（安藤佳俊君） 総合健診等で血糖値等が高い方に関しましては、保健指導、特定健康指導を行っております。その中で食生活に関する指導をしております。
- 委員長（内藤久歳君） よろしいですか。
松井委員。
- 委員（松井 豊君） 同じページの3段目ですけども、医療費の通知の中でジェネリック

のことを言っていましたけれども、これ効果はどの程度出ているのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） まだ今年度始めたばかりなんですけれども、その方がその通知を見まして、ジェネリック医薬品に変わったかどうか、どのぐらいの効果になったかというのは、そこまで追跡調査はできないでいる状態です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 給付費、国保給付費のことについてちょっとお聞きしたいんですが、先ほど課長がさらっと5億ほどふえたみたいな話をしていましたけれども、これはどういうようなあれで多く増額して予算算定したんですか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 先ほどの説明の中で、当初予算として初めて50億を超えたという説明をさせていただきました。増加分につきましては、近年5%から6%ほど、年によっては2億あるいは3億超えた額が決算上増加しているような状況であります。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 増加する、要するに近年そういうように増加している傾向だから、こういう予算をつくったんでしょうけれども、その増加する理由というのは、要するに病人がふえたということ言えばそれっきりでしょうけれども、何か理由というのはあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 甲斐市の場合、受診件数的にはほかの県内と比べて少ないほうなんですけど、多少重症化の方が多いというような傾向があります。1人当たりでかかっている金額が大きいというような傾向がありまして、そこら辺と、またお年寄りの65歳から74歳の前期高齢者の方々の構成につきましても、20年度のころは26%だったものが、今30%を超えるというような比率になっておりまして、国保についても高齢化、あるいは1人当たり、1件当たりの医療費が高額化しているというような状況が見えます。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） それで、給付費で占める一般財源からの出す、占める割合、これはどうなんですか。どのくらい。非常に健康、この国保の値上げをしなかったですよ、今年

度は。それで、多分この一般財源からの支出がふえていると思うんですが、今後こういうものがこのままでいくと、先ほどからの課長の説明だと、当然負担してもらわなきゃならない。値上げと言ったらおかしいけれども。そういうふうな事態にこれはなるような気がするんですよ。その辺は当局としてはどんなようなお考えでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 今、先ほども申しましたが、まず最初に、国保財政の仕組みから申し上げますと、保険給付費、療養費に関して、国・県が半分、保険者が半分というのがまず建前にありました。それが、20年度以降は、今度はそれにプラス前期高齢者納付金、65から74歳までの比率によって、国保とか被用者保険が持ち寄ったお金を、また前期高齢者が多いところに分配するという、それが別枠で20年度から出ました。甲斐市におきましても、20年度から21、22ぐらいは10億ぐらいいただいております、それが23年度は14億いただいていると。今年度につきましては、当初予算で18億を見込んでいます。それについては、やはり先ほど申したように、前期高齢者の比率がだんだん高くなっているということで、甲斐市についてはもらえる分がふえていると。今までは県下でも前期高齢者の人数の比率が少ないほうだったんですけども、最近は県下の平均よりも多いというような構成となっております、そのために前期高齢者がふえることによって若干潤いが出ているのではないかなと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 潤いが出てくるのはいいんでしょうけれども、いずれ将来的には、今保険料を据え置いているわけですよ。いろいろ委員会でも何でもみんな問題になってきていますよね。それは上げたらいかんとか。財政からいったら、上げざるを得ないような、将来的にはなるんじゃない。もしなるのであれば、やはり財政課長がこの間も言ったように、受益者に相応の負担をしてもらわなきゃ、市としてもやっていけないような気がするんですよ。その辺はもっと当局も、余りいい格好なくて、ありのままを言っただけならばと思うんですけども、その辺をやはり議論していかないと。どうですか。

○委員長（内藤久歳君） 長田部長。

○市民部長（長田 修君） おっしゃるとおりでございます、実際このところ、税率はずっと据え置いていますけれども、医療費のほうは年五、六%ぐらい伸びているような状況です。それで、先ほども出ましたけれども、特定健診とか予防ということにも力を入れなきゃなりませんし、またジェネリック医薬品等を使用していただくように啓蒙するというふうな

ことで、愚痴になりますけれども、そんなふうな努力をしているよりも、また余り上がらないようにということに努力して、上がった時には、やはり受益者負担という面から考えましても、いずれこのまま医療費が伸び続ければ上げざるを得ないときも来るというふうを考えております。

それから、基金のほう、2億円今度積み立てができましたので、軽微な医療費の上昇であれば、そういう面でも対応ができるんじゃないかと思っています。極力保険料の上昇というものは押さえたいとは、私たちも思っていますので、むやみに上げるわけではありませんけれども、話にちょっと重複しましたけれども、いずれにしても、医療費が上がり続けた場合には、いずれは保険料についても、上げざるを得ないときが来るのかなと思っています。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、部長のほうから答弁いただいて、いずれにしても、2億ほど積み立てをしたと言ったけれども、このままのを見て普通に考えると、そんなにもたないような気もするし、余り悲観的なことを言ってもしょうがないけれども、そういうものに先ほど言ったように、療養にかからないような予防措置ですか、ここにあるような健康増進みたいな啓蒙とあわせて、余り医療にかからないような、そういう施策を打ち出してもらって、保険を上げないのが、それが一番ベターなんでしょうけれども、上げざるを得ないときには正直にもう話をしていただくということだと思います。一生懸命頑張ってください。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに所管以外でございますか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 11ページの5款葬祭費で、先ほど1人1件5万、130件ということで650万と言っていましたけれども、これあれですか、市内も外も変わらない、負担は。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 甲斐市としましては、全部同じです。県外についてはちょっと多少違うというところもあるということは聞いておりますけれども。

国保の保険者が対象ですので、市内の住民の方に同じように葬祭費は支払われます。

○委員長（内藤久歳君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 市内はいいんだけど、市外の人 came 場合。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 先ほど言いましたように、国保の被保険者は甲斐市の住民でありますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

名取委員。

○委員（名取國士君） あと一つ、それで、ちょっとわかりやいいんだけど、これは一応大人も子供も全部した場合、一律ということですか。そのところ。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） そのとおりであります。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で所管以外の委員の質疑を終わります。

傍聴議員はよろしいですか。

以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第24号 平成25年度甲斐市国民健康保険特別会計予算について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないですね。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

ここで暫時休憩をいたします。

3時半から再開をいたします。

ここで職員を入れかえも行います。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時29分

○委員長（内藤久歳君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

その前に、先ほどの質問の追加の答弁がございますので、答弁を許します。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 先ほどご質問のありました高齢受給者70歳以上の方の人数についてお答えいたします。

まず、24年の2月現在2,676名、1年後の25年2月末現在で2,865名、約7%ほどの増加となっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

それでは、議案第25号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 予算説明書の217、218、219ページの総括表をお願いいたします。

平成25年度歳入歳出予算の総額は5億4,210万4,000円であります。

歳入としまして、主なものは保険料収入、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金等であります。

それでは、歳入についてご説明いたします。

予算説明書220、221ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料は、かかった医療給付費の10分の1を保険料として賄うこととなっております。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分特別徴収保険料2億2,730万円につきましては、年金からの引き落としをしている保険料であります。

次に、2目普通徴収保険料、1節現年度分1億4,440万円につきましては、年金からの引き落としができない方や口座払いを選択した方の納付書や口座振替による徴収分であります。現年の収納率としましては99.55%を見込んでおります。

2節滞納繰越分170万円につきましては、滞納繰越分の保険料であります。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料10万円につきましては、督促手数料であります。

次に、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金1億5,789万8,000円につきましては、職員給与等繰入金2,586万8,000円で、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名を含む合計4名分の人件費分の繰入金であります。事務費繰入金3,823万円につきましては、後期高齢者医療特別会計の事務費と後期高齢者医療広域連合の運営に係る事務費を、市町村が負担する経費であります。保険基盤安定繰入金9,380万円につきましては、低所得者に対します保険料の軽減分、また社会保険被扶養者であった方に対する軽減分の繰入金であります。

次に、5款1項1目繰越金1,000円につきましては前年度の繰り越しでありまして、存置として計上しております。

次に、222、223ページをお願いいたします。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金1,000円につきましては、存置で計上しております。2過料についても、1,000円の存置であります。

次に、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金70万円につきましては、広域連合からの保険料の還付金であります。2目還付加算金1,000円につきましては、存置として計上しております。

3款雑入、1目滞納処分費1,000円につきましても存置であります。2目雑入1,000円についても存置として計上してあります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算説明書では224ページからですが、説明については、予算資料ナンバー3の17ページからお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。財源内訳としまして、その他財源としまして一般会計からの繰入金であります。001総務管理関係職員費2,586万8,000円につきましては、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名を含む4名分の人件費であります。002一般管理費297万4,000円につきましては、資格管理や被保険者証発送、通知等の事務費であります。

次に、2項1目001徴収費201万3,000円につきましては、財源内訳としまして、その他財源、一般会計からの繰入金等であります。事業の概容としましては、後期高齢者医療費保険料徴収にかかわる事務費であります。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。財源内訳としまして、その他は一般会計からの繰入金等であります。001保険料等納付金4億7,720万2,000円につきましては、事業としまして、保険料納付金3億8,340万円、保険基盤安定負担金9,380万円、延滞金分納付金1,000円、過料分納付金1,000円となります。次に、002事務費納付金3,334万5,000円につきましては、後期高齢者医療広域連合への共通経費の負担金であります。

次の18ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金70万円につきましては、財源内訳としまして、その他財源、後期高齢者医療広域連合からの還付金となります。事業の概要としましては、後期高齢者医療保険料の過年度分の還付金であります。

次に、1項償還金及び還付加算金、2目還付加算金1,000円につきましては、財源内訳としまして、その他財源、後期高齢者医療広域連合からの支出金となります。後期高齢者医療保険料の還付加算金で、存置であります。

次の2項繰出金、1目001一般会計繰出金1,000円についても、一般会計への繰出金で、存置の計上となっております。

総合計としまして、5億4,210万4,000円、財源内訳としまして、その他財源が1億5,870万3,000円、一般財源が3億8,340万1,000円というような内容となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） まず、保険料の歳入のところの保険料でありますけれども、特別徴収、普通徴収の平成25年度2月現在になりますかね、直近で特別徴収の方は何人になのか、普通徴収は何人なのか、合計何人かということで教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 24年度の特別徴収は、2月末現在で4,861人、普通徴収は1,453人になります。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一度、平成24年2月、平成25年2月じゃなくて。

○委員長（内藤久歳君） 五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 平成25年2月末現在になります。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 足せば合計が出てきますけれども、合計数もお聞きしたんですが、幾つになります。何人いらっしゃる。

○委員長（内藤久歳君） 五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 合計で6,318人になります。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 滞納者ですが、今、平成25年2月現在で加入者のうちの滞納者数は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。例えば、6カ月、1年いろいろあると思いますが、少なくとも3カ月以上になりますかね。滞納者数について教えてください。じゃ、また後で教えてください。後で結構ですから教えていただけますか。後でって、あしたになりますよね。

○委員長（内藤久歳君） 五味係長。

○高齢者医療・年金係長（五味万里君） 24年度末の見込みはまだなんですが、23年度末では36人いました。

〔「23年末は36人で、24年度は今からでわからない。25年2月現在はまだ不明であるということですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 保険証の発行数でございますけれども、短期保険証の発行数であります。県では401人という数が出ておりますが、甲斐市におきましては、平成23年度何人で、平成24年度何人か、教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 平成23年度末4名、現在、平成24年度におきましては6名発行しております。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ついでに、資格証明書の発行数ですが、ないとは思いますが、確認

の意味でお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 発行しておりません。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 短期保険証のこの6名の中身というか、本人に渡っているかどうか、国保のほうでは、窓口で差ししどめというのがあるようではありますが、後期高齢者のほうは窓口の差ししどめというふうなことはないのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 6名のうち3名につきましては、期限が切れた後、また継続にきていない状態になっています。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、6名のうち3名は差ししどめになっているということでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） そのとおりであります。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ということは、保険証を持っていないということですね。

〔「うん」と呼ぶ者あり〕

○委員（樋泉明広君） うんじゃなくて、ちゃんと言ってくれない。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） こちらのほうで交付するので相談に来るよという市からの働きかけに応じていただけないという方が、3名いらっしゃるということでもあります。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 保険証がないということは、資格証明書と同じで、窓口へ行って全額医療費を支払わなければならないということでありまして、短期保険証を発行して分割納付をやって、それでもなおかつ払い切れないという方ではないのかなと思ひまして、心配をするわけではありますが、もしも万一のことがあったら大変だろうと思うんですけれども、その辺の配慮というか、幾ら呼んでも来ないというんだったら、こちらであけるというか、ということで相談に乗るといふようなことはされていないんですか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 国保の場合も同様ですけれども、その方の事情によりまして、緊急を要するような場合につきましては、考慮して発行しております。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） じゃ、ついでに、差し押さえなどというようなことはないと思うんですが、ないですね。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 差し押さえについては、しておりません。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ほかに所管の委員の質疑はございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 17ページの001の総務管理関係職員で後期高齢者医療広域連合派遣職員1人を含むとございますけれども、これ職員の場合は、年齢とか、あるいは男女とか、あるいは何年とかということでそういうふうな要綱があるんでしょうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 広域連合の職員としまして、各市町村から出向しているわけですが、おおむねやはりどのような方がいるのか、前もってまた話がありまして決めておりますが、職員としては、結構皆さん、そんなに若い人は行っていないということです。

○委員長（内藤久歳君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 若い人が行っていないということは、高給とりということで理解してよろしいですか。

○委員長（内藤久歳君） 安藤課長。

○保険課長（安藤佳俊君） 新採してすぐとかいうんじゃないくて、やはり30前後から少し市役所の仕事がわかったような方が出向しているということです。

○委員長（内藤久歳君） いいですか。

ほかに所管でございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですね。

以上で所管の質疑を終わります。

続きまして、所管以外の委員の質疑を受けます。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

傍聴人、よろしいですか。

以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第25号 平成25年度甲斐市後期高齢者医療特別会計予算について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議がありますので、起立により採決します。

本案に賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（内藤久歳君） 着席してください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時51分

○委員長（内藤久歳君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第28号 平成25年甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題といたし

ます。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） お疲れさまでございます。

それでは、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

この事業は、地域改善対策として国の政策制度でございましたが、本市の関係では、当初が昭和55年、最終が平成10年の貸し付けでございまして、現在は貸付者からの償還処理と、貸し付けの財源としました県への起債償還というような内容になってございます。

予算説明書は298ページ、299ページをお願いをしたいと思います。

まず、歳入からのご説明でございます。

第1款繰入金、第1項一般会計繰入金、それから第2款繰越金、第1項繰越金の1,000円につきましては、いずれも存置費目として計上したものでございます。

次に、第3款諸収入、第1項貸付元利収入につきましては、貸付金の償還に伴う元利収入で、第1目の住宅新築資金にかかわるものが216万9,000円、第2目の宅地取得資金にかかわるものが99万3,000円で、合わせて316万2,000円でございます。なお、平成25年度の償還対象者は13人となっております。

次に、第2項預金利子1,000円につきましては、普通預金の利子でございます。

次のページ、300ページ、301ページをお願いをいたしまして、第3項延滞金1,000円につきましても、存置費目として計上したものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明を申し上げます。

予算説明書は次のページ、302ページ、303ページをお願いをいたします。それから、予算参考資料はナンバー4になりますが、その10ページをあわせてご参照をいただければと思います。

予算説明書のほうですが、まず第1款事務費、第1項事務費、第1目住宅新築資金等貸付事業事務費の1万円につきましては、納付書発送等の郵便料でございます。なお、財源内訳のその他は、繰入金と貸付金元利収入でございます。

次に、第2款公債費、第1項公債費の第1目元金276万8,000円、第2目の利子38万8,000

円につきましては、いずれも県に対する起債償還の元金と利子分でございます。なお、財源内訳のその他は、いずれも貸付金元利収入でございます。

以上、特別会計の予算につきましてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管は総務教育常任委員会になります。

所管の委員の質疑はございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 補正のときにもちょっと質問したんですが、これちょっと特殊な貸付金ということで、いわゆる悪質滞納者はいないんじゃないかということをお願いします。それはないという話だったんですが、よそのところを聞きますと、やはりちょっと問題のある人が少なからずということも聞きます。その辺で、ぜひこういう特殊なものだから及び腰になるということが絶対あっては困るので、その辺をきちんとしていただきたいということを意見として。

○委員長（内藤久歳君） 要望でよろしいですね。そういうことです。

ほかにはございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 所管の委員の皆さんはないようですが。

続きまして、所管以外の委員の質疑を受けます。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ちょっと教えていただきたいんですけども、諸収入の中での収入未済額というのは13世帯が対象になっているというんですが、この未済額はその後どのくらいになるんですか。返還金もう滞っている額というのは、どちらに入るかわからんけれども。

○委員長（内藤久歳君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 予算書のほうですので、収入未済というような欄はないかと思いますが、多分ご質問の趣旨は、いわゆる滞っている分はどのくらいかということじゃないかと思いますが、13人で、今年度末の見込みですが、約1億2,720万ほどになります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 滞納というか償還の13名の方ですが、13件あるということですがけれども、これは竜王だけでしょうか、双葉もどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 竜王と双葉地区それぞれございまして、竜王が8名、双葉が5名というような状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） じゃ、滞納額について、それぞれ竜王、双葉にはどのくらいあるのか、教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 梅原係長。

○市民生活係長（梅原 剛君） 双葉につきましては5,247万、竜王につきましては7,480万程度です。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、所管以外の質疑を終わります。

傍聴議員、よろしいですね。

以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第28号 平成25年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

次に、議案第34号 平成25年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

長田環境課長。

○環境課長（長田 治君） こんにちは。環境課でございます。よろしくお願いたします。

合併浄化槽特別会計の当初予算につきましてご説明をさせていただきます。

予算説明書は393ページからとなります。予算参考資料については、ナンバー4の11ページからとなります。あわせまして、予算審議資料は41ページとなります。予算審議資料は構成比、円グラフの内容をご参考にしていただきたいと思います。と存じます。

内容につきましてご説明する前に、改めて事業の概要をご説明申し上げます。

合併浄化槽事業は、国の地域再生交付金の汚水処理施設整備交付金を活用いたしまして、平成20年度から取り組んでいる事業です。下水道の計画区域外の地域につきまして、河川の浄化推進を図る目的等で合併浄化槽の整備等を推進しております。対象地域は敷島、双葉の9地区で、清川、睦沢、吉沢、大久保、天狗沢の一部、新田、菖蒲沢、笠石、米沢です。

平成20年度から5年間の計画期間が本年度で終了し、平成25年度から29年度までの新たな5年間の計画期間が、この3月末までに認められる予定となっております。今年度までの期間中、190基の設置計画でありましたが、実績は138基となりました。25年度からの5年計画では、合計100基を設置する計画を提出しております。単年度当たり20基をベースとしております。

以上、概要となります。

改めまして、予算説明書395ページをお開きください。

25年度の予算につきましては、歳入歳出3,248万7,000円をお願いするものでございまして、前年度予算と比較しまして142万1,000円の増額となっております。

めくっていただきまして、396、397ページは歳出の款別予算であります。

また恐れ入ります。めくっていただきまして、398、399ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款の分担金及び負担金、1項分担金、1目合併浄化槽分担金は、交付金の

基準であります工事費の10分の1を使用者に負担していただくものであり、一括、また分納部分を含めまして24戸分の分担金を計上しております。過年度につきましては、存置で1,000円をお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目合併浄化槽使用料は、20年度からの設置分と維持管理の移譲分、合わせて157基分の年間使用料を見込んでおります。過年度分につきましては、存置で1,000円をお願いいたします。

2項手数料、1目手数料は宅内排水設備の検査手数料でございまして、下水道の検査同様、1件2,000円で16件を見込んでおります。次の督促手数料につきましては、存置で計上をお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目汚水処理施設整備交付金につきましては、補助対象事業の3分の1が交付されるものでありまして、設置予定の20基分について浄化槽の5人、7人、10人槽による種別の見込みによりまして計上するものです。

400ページ、401ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金は、全体事業費の不足分につきまして、一般会計から繰り入れをするものであります。

5款繰越金につきましては、24年度の繰り越しを存置で計上をお願いいたします。

6款諸収入、1項雑入につきましても、存置で計上したものでございます。

7款市債、1項市債、1目合併浄化槽事業債につきましては、この事業の財源措置として、設置費用にかかる補助対象経費の30分の17について起債を充当することができますので、起債を予定しております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算説明書は次の402、403ページであります。歳出のほうは予算参考資料で説明をさせていただきます。予算参考資料の11ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の001総務管理費につきましては、水洗便所の改造助成金としまして、1件7万円を2件分見込むものでございます。その他財源の14万円は一般会計繰入金です。002合併浄化槽分担金徴収費30万7,000円は、分担金の5年一括納付、1年一括納付の場合の報奨金と郵便料です。003合併浄化槽使用料徴収費8万7,000円は、封筒印刷代、納付書の発送郵送料等であります。その他財源の8万7,000円は一般会計繰入金であります。

2款事業費、1項事業費、1目合併浄化槽事業費の001合併浄化槽整備事業の2,288万円で

すが、20基分の設計の委託料480万円と、設置工事として5人槽を5基、7人槽を14基、10人槽1基、5基、14基、1基という工事分と、附帯工事費を見込むものであります。そのほか郵送料、消耗品を計上させていただきました。財源内訳の556万6,000円は、汚水処理施設整備交付金、市債には946万円、その他の621万4,000円は一般会計繰入金です。002合併浄化槽維持管理費793万5,000円につきましては、まず清掃料であります。浄化槽法に基づき、年1回実施することが義務づけられております。浄化槽内に生じた汚泥等の引き出しや調整及びこれらに伴う機器類の清掃を行う経費といたしましての計上であります。次の法定検査手数料、郵送料86万8,000円は、浄化槽法に基づきまして、設置後の水質検査が7条検査、またその後の定期検査を11条検査として行う検査等の経費です。財源のその他は一般会計繰入金です。保守点検料は維持管理委託の経費で、浄化槽の機能を良好に保つための機器や消毒剤の点検、補充、調整等の維持管理委託料として233万1,000円を見込むものでございます。また、既存浄化槽の修繕費として19万5,000円を計上しております。

めくっていただきまして12ページになりますが、3款公債費につきましては、20年度から24年度までに借り入れました市債につきましての利子の償還103万8,000円です。元金につきましては、まだ償還しておりません。5年据え置きということで、26年度から元金の償還が始まります。

4款予備費は、昨年同様に10万円を計上させていただくものであります。

以上で合併浄化槽事業の当初予算の説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

ここから所管が厚生環境常任委員会に移ります。

所管の常任委員会の質疑はありませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほどちょっと聞き落としましたのが、9地区の合併浄化槽の計画、事業年度ですけれども、開始が平成20年で完成の予定は平成30年じゃないですか、何年だったか。

○委員長（内藤久歳君） 長田課長。

○環境課長（長田 治君） 下水道事業の中での計画を策定しておりまして、当初の先ほどご説明しましたとおり、20年度からこの合併浄化槽事業が始まっておりまして、その初期の最

初の計画期間として5年間の計画ということで、20年度から24年度で、引き続きましての計画期間がやはり5年間で、25年度から29年度の5年ということになっております。

完成は下水道と同じで平成50……。すみません、少々お待ちください。

すみません。現在、計画は5年ごとということでご了承をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 要するに最終的なもの、下水道とあわせてこの合併浄化槽を完成させるのは、平成39年度というようなことをちらっと聞いたんだけど、29年度ですか。もし、わかればまた後で結構なんですけど、一応要するに完成はいつまでやるんだという、そういう計画がないと、これは進まんわけですから、それを聞いていたんですけども。

委員長。

○委員長（内藤久歳君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つ、私もちょっとこの9地区の5人槽、7人槽、10人槽のそれぞれの、何というんですか、戸数というかね、5人槽は何世帯、それから7人槽は何世帯、10人槽は何世帯であると思うんですけども、わかっている範囲で、もし知っていましたら、参考にお聞かせください。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○環境保全係長（中込広人君） まず、平成20年度から24年度までに整備した基数ですけども、5人槽が54基、7人槽が78基、10人槽が6基でございます。地区ごとでいきますと、大きく分けて敷島地区が5人槽が30基、7人槽が59基、10人槽が5基、双葉地区といたしましては5人槽が24基、7人槽は19基、10人槽が1基でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですね。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 所管の委員の質疑をこれで終了します。

続きまして、所管以外の質疑を受けます。

ないですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 傍聴議員、よろしいですね。

ないようですので、以上で審査を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第34号 平成25年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計予算について、順次、討論、採決を行います。

討論はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

○委員長（内藤久歳君） 以上で本日の審査を終了し、散会といたします。

なお、あす22日は午後1時30分より再開をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時16分